

吹田市子ども・子育て支援事業計画

令和元年度(2019 年度) 施策・事業実施報告書

(案)

吹 田 市

目次

1	はじめに	1
	(1) 計画の概要	
	(2) 教育・保育提供区域の設定について	
	(3) 用語説明	
	(4) 担当室課名について	
2	図表でみる進捗状況	9
	(1) 人口等基本的指標	
	(2) 母子保健	
	(3) 各種相談	
	(4) 保育所・幼稚園	
	(5) 地域の子育て支援	
3	教育・保育の確保方策の進捗状況	25
	(1) JR以南地域、片山・岸部地域(A区域)	
	(2) 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域(B区域)	
	(3) 山田・千里丘地域、ニュータウン地域(C区域)	
	(4) 全体	
	(5) 決算額	
	(6) 保育利用率	
4	地域子ども・子育て支援事業の実施状況	31
	(1) 利用者支援事業	
	(2) 地域子育て支援拠点事業	
	(3) 妊婦健康診査	
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(5-1) 養育支援訪問事業	
	(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	(6) 子育て短期支援事業	
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	
	(8) 一時預かり事業	
	(9) 延長保育事業	
	(10) 病児保育事業	
	(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(13) 多様な主体の参入促進事業	

5	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する 体制の確保の実施状況	43
	(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について	
	(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について	
	(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について	
	(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策 について	
	(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と 主な事業の推進方策について	
	(6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について	
	(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と 推進方策について	
6	子ども・子育て支援関連施策の実施状況	49
	(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事 業の円滑な利用の確保について	
	(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との 連携について	
	(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携について	
	(4) 地域子育て支援	
	(5) 母子保健	
	(6) 放課後子ども総合プラン	

1 はじめに

(1) 計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子供が健やかに成長できるよう、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定したものです。

平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年を計画期間としています。

効果的に計画を推進していくために、吹田市子ども・子育て支援審議会から御意見をいただきながら、計画の推進に取り組みます。また、毎年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCA サイクルを実施し計画の進捗状況について、公表します。

量の見込みや確保方策の見直しが必要になった場合は、必要に応じて計画を見直します。

- ・平成 29 年 3 月 教育・保育の確保方策を見直し、計画の一部を変更
- ・平成 29 年 10 月 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策において放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を見直し、計画の一部を変更
- ・平成 30 年 1 月 中間年の見直しにより、計画の一部を変更
- ・平成 31 年 1 月 病児保育事業（病児・病後児対応型）の計画の一部を変更

基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

基本的な視点

子どもの
権利の尊重

すべての子育て
家庭への支援

社会全体で支援する
子育て・子育て

基本目標

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 地域の子育て支援の一層の充実
- (3) 保育の量的拡大・確保

教育・保育の現状と確保方策	地域子ども・子育て支援事業の 現状と確保方策
教育・保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制の確保	子ども・子育て支援関連施策

(2) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢毎に「提供体制の確保方策」等を策定しています。

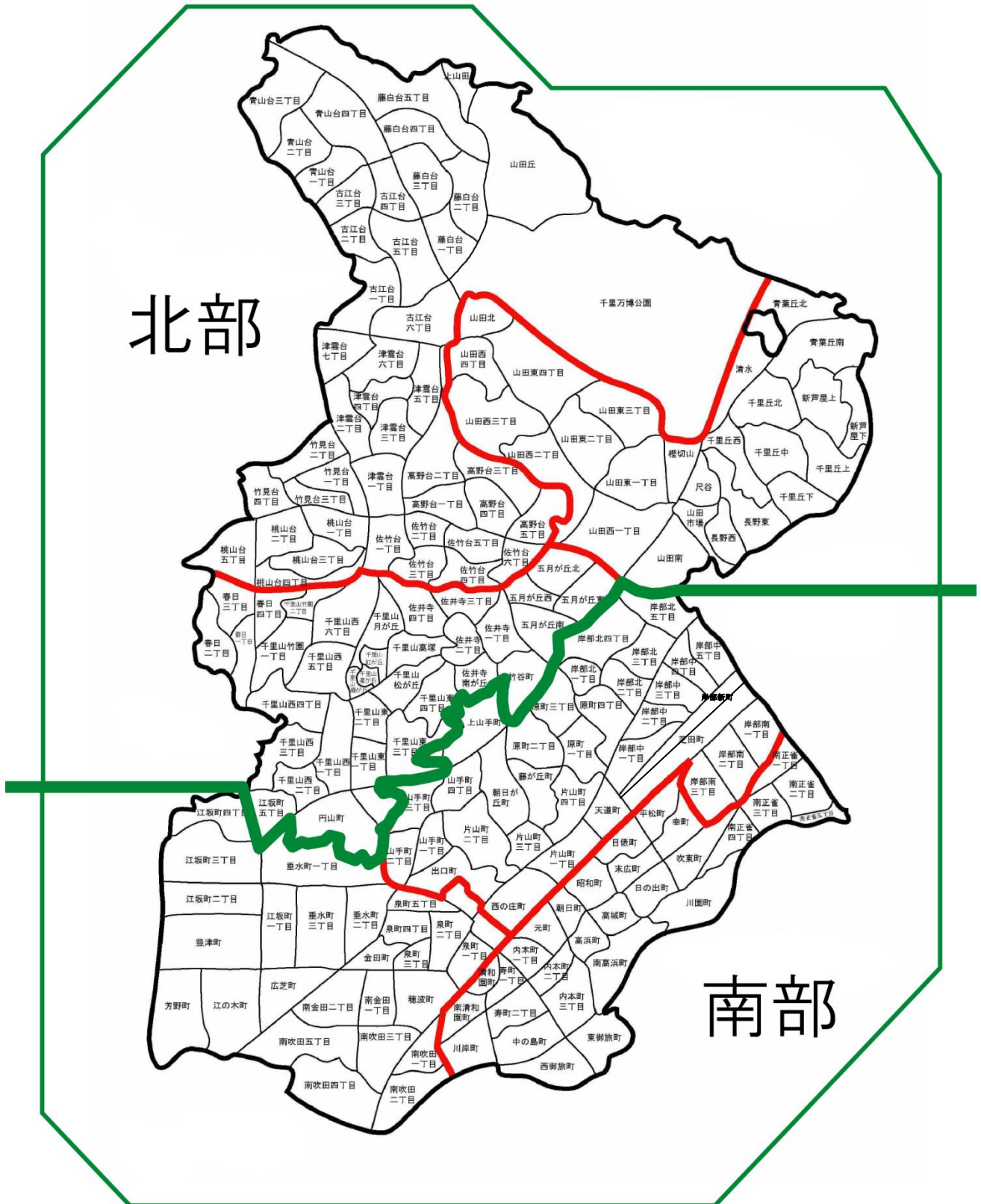
教育・保育	設定 区域数
教育（1号認定）	2
保育（2号・3号認定）	3

地域子ども・子育て支援事業		設定 区域数
国事業名称	吹田市事業名称	
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ事業 妊産婦相談支援事業	3
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 子育て広場助成事業 子育て支援活動事業 のびのび子育てプラザ事業	6
妊婦健康診査	妊婦・乳児一般・乳児後期健診事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	子ども見守り家庭訪問事業	1
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業	1
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業 一時預かり助成事業 児童会館一時預かり事業	6
延長保育事業	特定教育・保育施設等運営助成事業	3
病児保育事業	病児・病後児保育事業	3
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	留守家庭児童育成室事業	36
実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	1
多様な主体の参入促進事業	新規参入施設巡回支援事業	1

区域数	ブロック名	地域
1 区域	—	吹田市全域
2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36 区域	—	小学校区

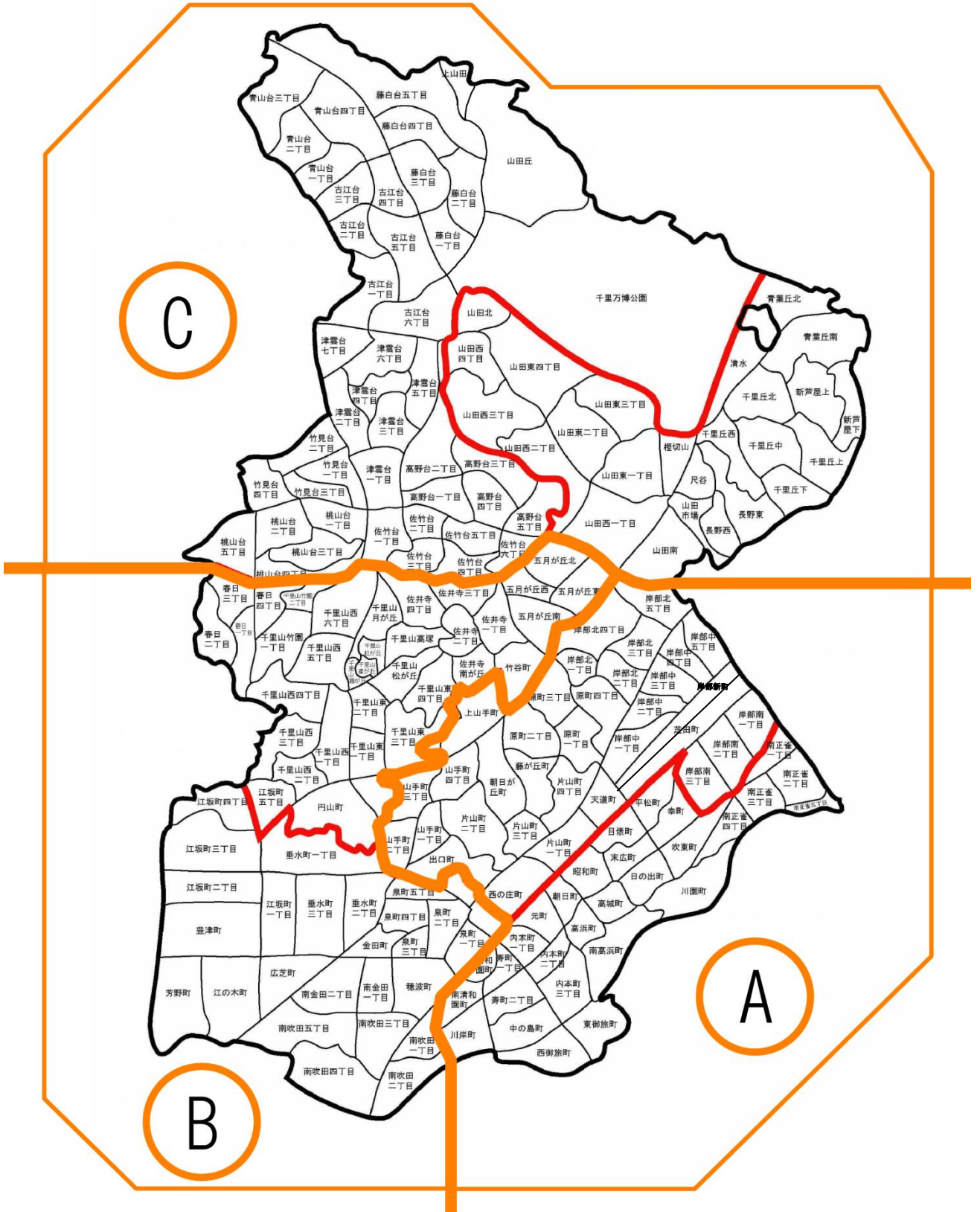
2 区域

2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



3 区域

3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域

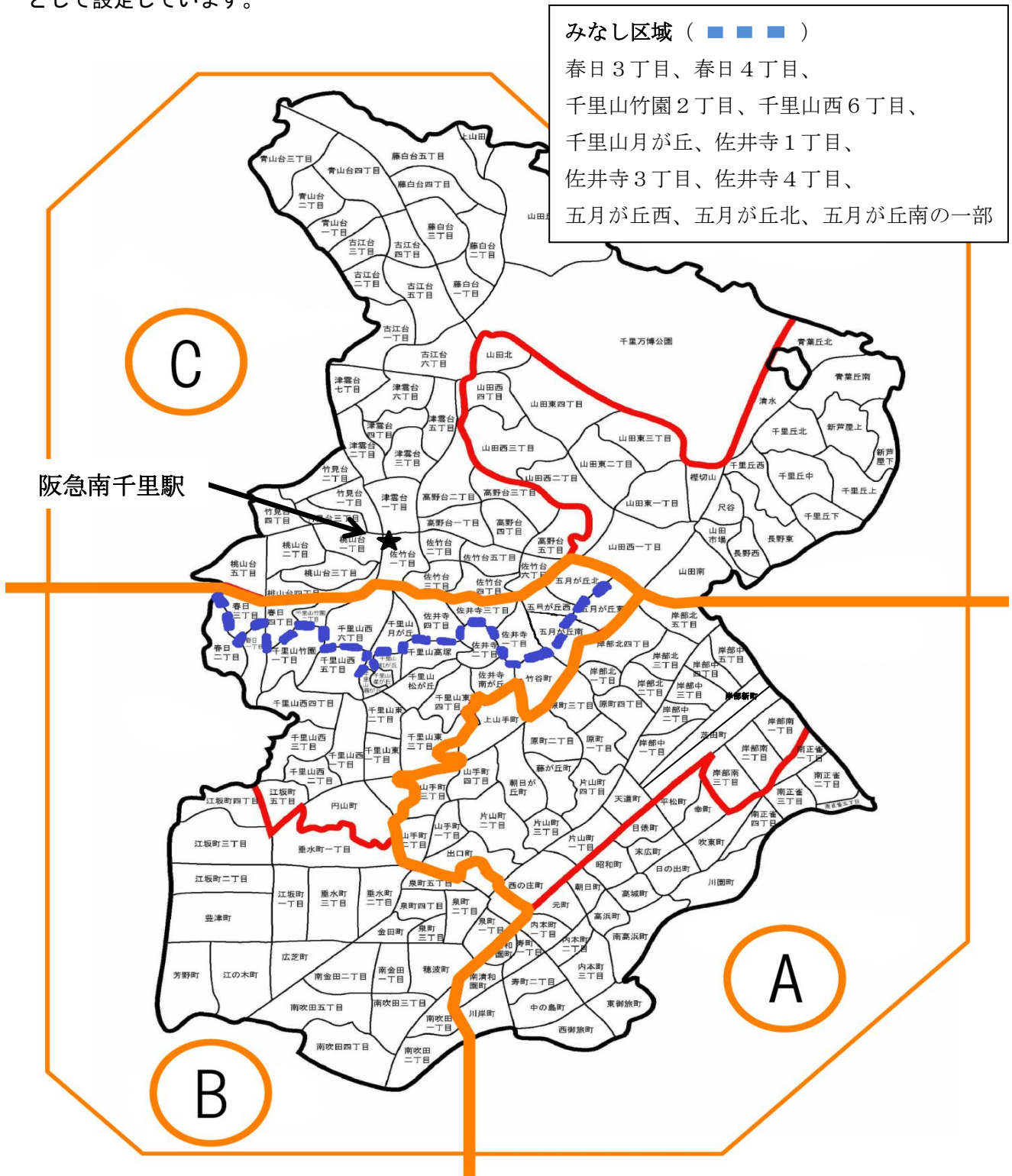


【保育における提供区域のみなし区域の設定について】

保育の提供量の確保について、B区域の保育所等の整備については一定の見通しが立っていますが、C区域のうち特に阪急南千里駅周辺地域は、保育所等を整備する用地の確保が非常に困難な状況です。

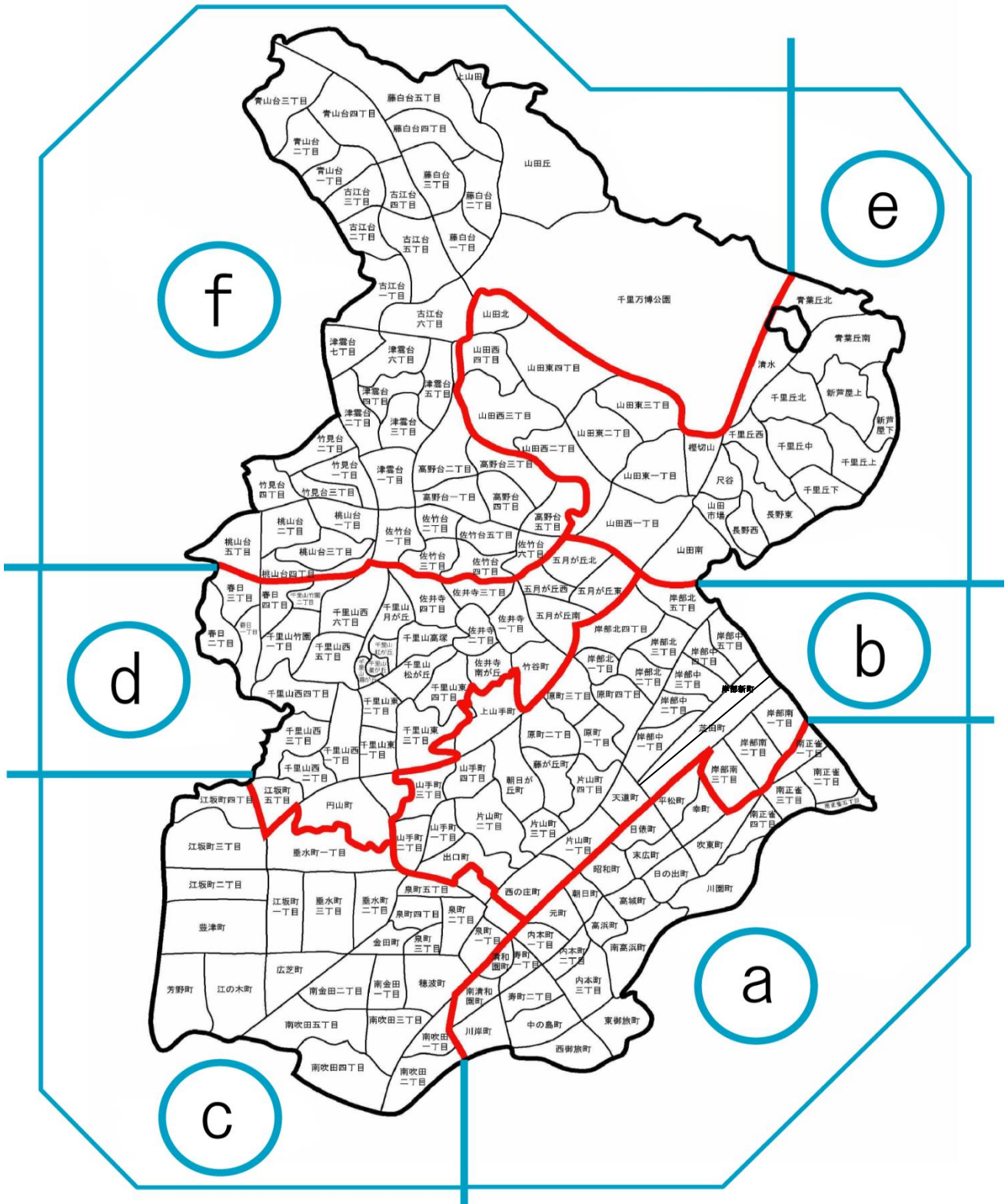
さらに、阪急南千里駅周辺の入所希望者は、B区域に設置されている施設であっても阪急南千里駅の利用に都合が良い範囲であれば、それを利用している実態があります。

そのため、C区域の境界に接するB区域の北側の一部の地域については、阪急南千里駅周辺の待機児童対策にもなることから、どちらの区域の確保方策としても柔軟に対応できるよう「みなし区域」として設定しています。



6区域

6区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域



(3) 用語説明

教育・保育	・教育・保育施設及び地域型保育事業
教育・保育施設	・認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	・小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 (待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業) ・本市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行う
地域子ども・子育て支援事業	・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの13事業
認定こども園	・幼稚園と保育所の良いところを生かし、教育・保育を一体的に行う施設
1号認定こども	・満3歳以上、教育標準時間設定 ・幼稚園等での教育を希望される場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園
2号認定こども	・満3歳以上、保育認定 ・「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所、認定こども園
3号認定こども	・満3歳未満、保育認定 ・「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業
保育の必要性に係る事由	(子ども・子育て支援法施行規則) ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合(本市では発達支援が該当)

(4) 担当室課名について

本報告書では、令和2年度の担当室課名を記載しています。

2 図表でみる進捗状況

(1)人口等基本的指標

※表及び図の「年度」及び「年」の表記について、「平成31年」であるものについても、「令和元年」と表記しています。

◆人口・世帯数

表1 人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人口	351,771	353,493	356,167	359,689	361,877	365,587	369,441	370,365	371,753	372,948
世帯数	155,679	157,273	158,925	161,187	163,064	165,540	168,328	169,790	171,500	173,280

資料：総務室・市民課

注：平成23年までは、住民基本台帳と外国人登録の合計の人口です。外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法が適用されることとなり、平成24年からは外国人を含む住民基本台帳の人口です。

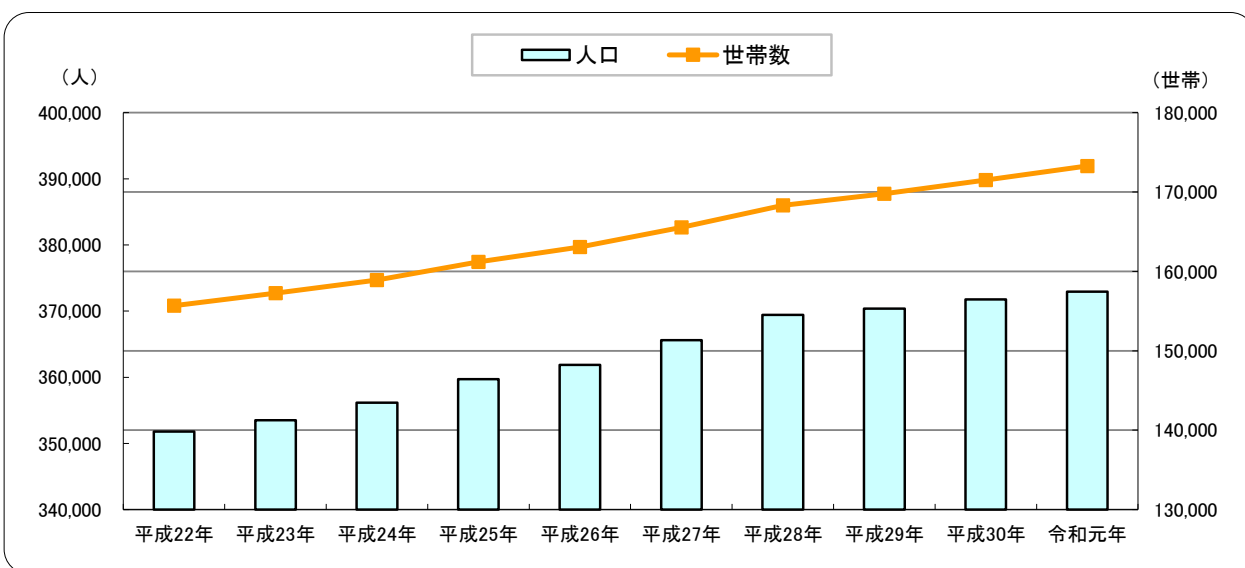


図1 人口・世帯数の推移

◆出生数

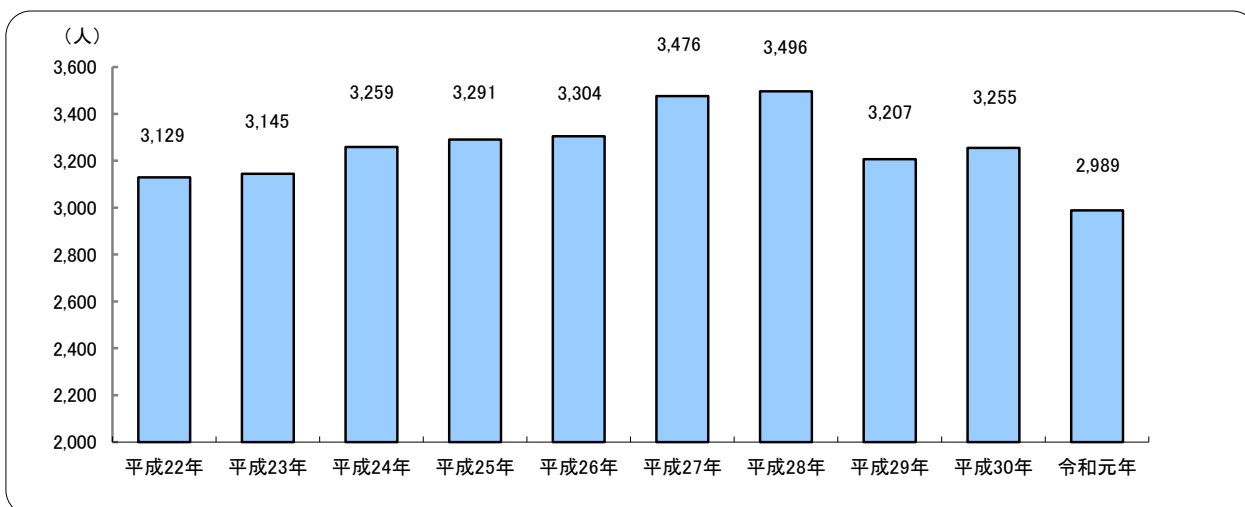


図2 出生数の推移

資料：総務室・市民課

◆児童数

令和元年の児童数(15歳未満(計))は、前年度比173人減となっています。

表2 児童数の推移(15歳未満・3歳区分) 各年4月1日現在 単位:人

年齢区分(歳)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0～2	10,205	10,666	10,701	10,375	9,957
3～5	10,530	10,722	10,798	10,853	10,979
0～5(計)	20,735	21,388	21,499	21,228	20,936
6～8	10,219	10,527	10,609	10,723	10,630
9～11	10,376	10,384	10,204	10,285	10,488
12～14	10,611	10,456	10,550	10,397	10,406
15歳未満(計)	51,941	52,755	52,862	52,633	52,460

資料:子育て政策室・市民課

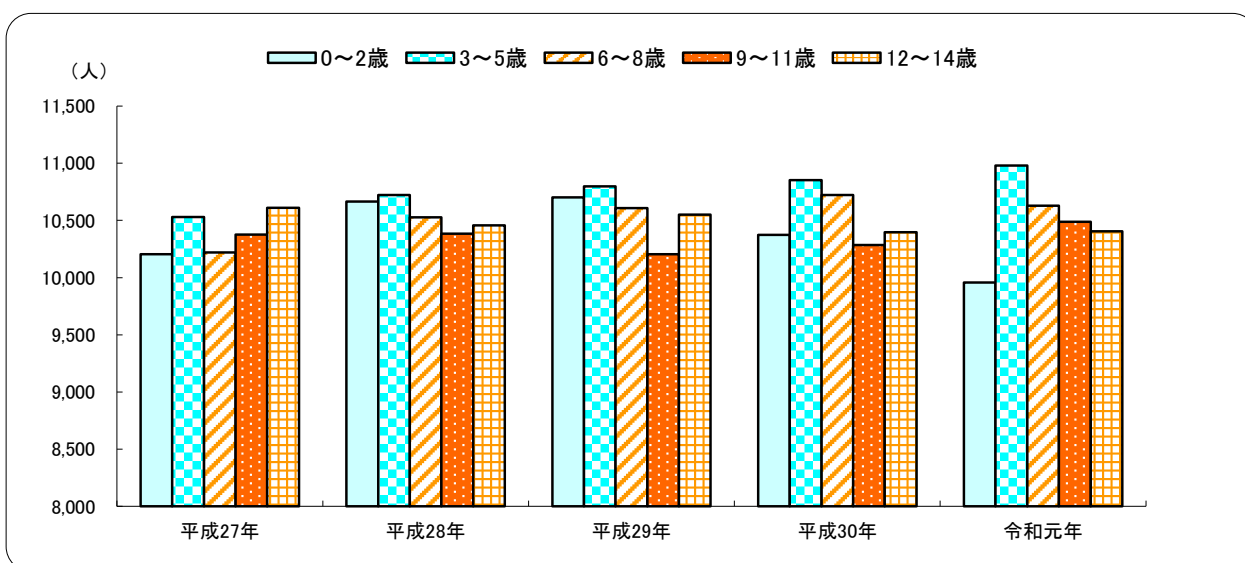


図3 児童数の推移(15歳未満・3歳区分)

表3 ブロック別児童数の状況(15歳未満) 平成31年4月1日現在

単位:人

ブロック 年齢(歳)	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂 ・南吹田	千里山・ 佐井寺	山田・ 千里丘	千里NT・ 万博・阪大	総数
0	221	468	702	586	648	494	3,119
1	238	419	633	630	813	567	3,300
2	222	495	683	688	843	607	3,538
0~2(計)	681	1,382	2,018	1,904	2,304	1,668	9,957
3	236	525	644	687	889	728	3,709
4	230	532	635	697	890	684	3,668
5	215	526	588	699	879	695	3,602
3~5(計)	681	1,583	1,867	2,083	2,658	2,107	10,979
0~5(計)	1,362	2,965	3,885	3,987	4,962	3,775	20,936
6	217	543	552	661	885	702	3,560
7	216	531	558	746	920	653	3,624
8	225	466	526	720	878	631	3,446
6~8(計)	658	1,540	1,636	2,127	2,683	1,986	10,630
9	226	563	540	705	923	684	3,641
10	224	486	551	727	910	578	3,476
11	235	468	482	689	918	579	3,371
9~11(計)	685	1,517	1,573	2,121	2,751	1,841	10,488
12	249	501	497	686	879	583	3,395
13	268	507	498	699	905	519	3,396
14	248	519	551	737	958	602	3,615
12~14(計)	765	1,527	1,546	2,122	2,742	1,704	10,406
15歳未満(計)	3,470	7,549	8,640	10,357	13,138	9,306	52,460
人口総数	34,528	54,117	67,182	64,939	83,273	66,991	371,030

資料:子育て政策室・市民課

注:前月末日現在の住民登録の数と満年齢で集計を行っています。

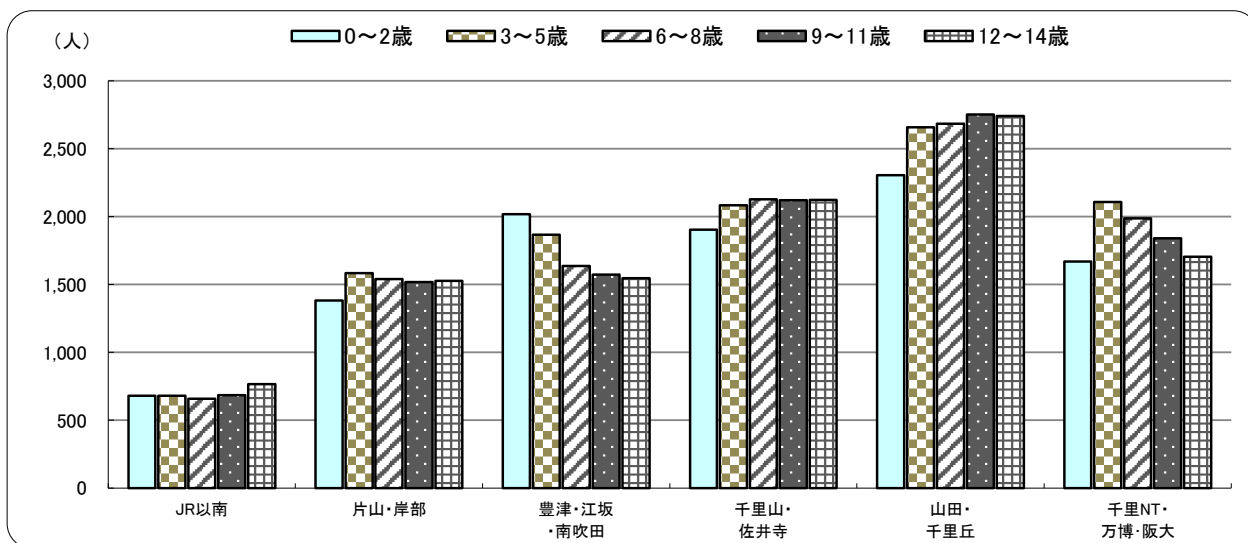


図4 ブロック別児童数(15歳未満・3歳区分)

(2) 母子保健

◆妊婦健康診査

表4 妊婦健康診査受診者数の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延受診者数(人)	43,106	42,195	41,251	39,524	37,533

*平成26年度からは償還払いの件数も合算

資料:保健センター

◆産婦健康診査(平成30年6月開始)

表5 産婦健康診査受診者数の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延受診者数(人)				3,897	4,832

◆妊婦(両親)教室

平成29年度から、就労している妊婦や夫が参加しやすいようにコース制を廃止しました。
 プレパパ・プレママ教室について、以前は希望者のキャンセル待ちが発生していましたが、回数増加等により解消しています。

表6 妊婦(両親)教室受講者数の状況

単位:回、人

年度	区分	回数	実人数			延人数		
			妊婦	家族(夫)	計	妊婦	家族(夫)	計
平成27年度	妊娠・出産編	36	407	51	458	900	77	977
	父親育児編	13	430	441	871	430	441	871
平成28年度	妊娠・出産編	36	410	84	494	901	133	1,034
	父親育児編	12	429	436	865	429	436	865
平成29年度	マタニティ講演会	8	131	61	192	131	61	192
	マタニティヘルス講座	8	100	13	113	100	13	113
	マタニティクッキング	8	93	-	93	93	-	93
	プレパパ・プレママ教室	17	500	482	982	500	482	982
平成30年度	マタニティ講演会	8	109	51	160	109	51	160
	マタニティヘルス講座	8	77	11	88	77	11	88
	マタニティクッキング	9	87	-	87	87	-	87
	プレパパ・プレママ教室	16	482	474	956	482	474	956
令和元年度	マタニティ講演会	7	78	51	129	78	51	129
	マタニティヘルス講座	7	77	14	91	77	14	91
	マタニティクッキング	9	70	-	70	70	-	70
	プレパパ・プレママ教室	14	411	404	815	411	404	815

注:令和2年2月中旬以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

資料:保健センター

対象

妊娠・出産編:吹田市在住の妊婦とその家族
 父親育児編:吹田市在住の妊娠7か月以降の妊婦の配偶者で初めて父親になる人
 マタニティ講演会・マタニティヘルス:吹田市在住の妊婦と夫
 マタニティクッキング:吹田市在住の妊婦
 プレパパ・プレママ教室:吹田市在住の初妊婦、初めて父親になる人

◆妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

平成28年度から妊娠届時に保健師等が全妊婦に対し面接を行っています。そのことで、支援の必要な妊婦を早期に把握、支援することが可能となり、妊産婦訪問指導数が増加しています。

出生児に対する訪問指導の推移では出生児全数に対し、出産後早期の新生児期、乳児期に訪問する率が年々増加しています。

表7 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の推移

単位:人

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊産婦	実人数	1,545	1,640	1,806	1,858	2,059
	延人数	1,794	1,935	2,355	2,532	2,567
新生児	実人数	239	259	211	207	252
	延人数	253	285	242	241	283
未熟児	実人数	181	157	180	179	242
	延人数	213	170	239	258	305
乳幼児	実人数	1,381	1,450	1,598	1,622	1,734
	延人数	1,675	1,806	2,156	2,272	2,252

資料:保健センター

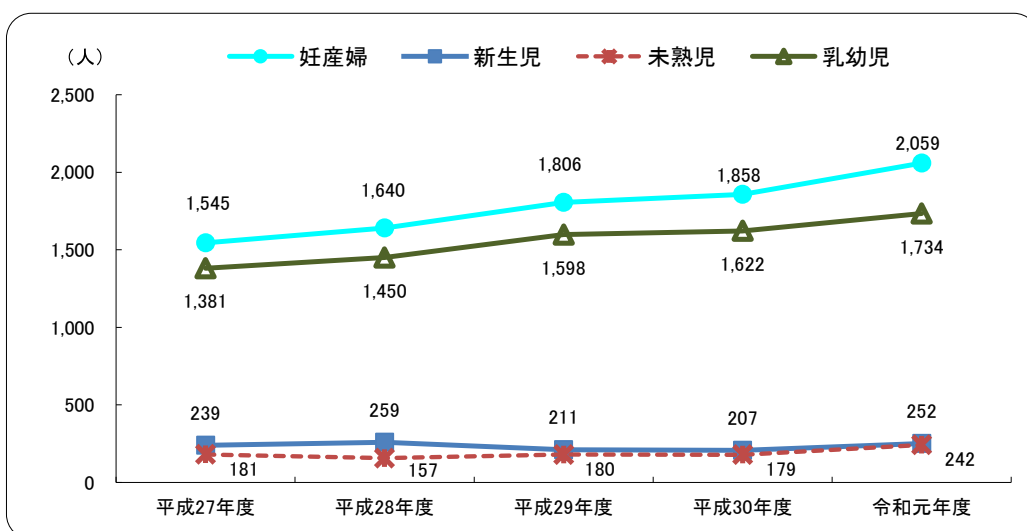


図5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導(実人数)の推移

表8 出生児に対する訪問指導の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出生児(人)	3,493	3,462	3,235	3,173	3,004
訪問指導人数(人)	1,451	1,473	1,747	1,798	1,999
訪問率(%)	41.5	42.5	54.0	56.7	66.5

資料:保健センター

注:新生児期、乳児期に訪問した実人数

◆4か月児健診・保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)

すくすく赤ちゃんクラブは、4か月児を持つ保護者等を対象に、身近な公民館等の施設において、保護者間の交流や保健指導を実施しています。

表9 4か月児健診・保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)		3,529	3,456	3,212	3,259	3,006
4か月児健診	受診児数(人)	3,461	3,388	3,187	3,204	2,963
	受診率(%)	98.1	98.0	99.2	98.3	98.6
すくすく赤ちゃんクラブ	回数(回)	120	120	107	106	98
	来所者数(人)	2,068	2,044	1,816	1,852	1,610
	来所率(%)	58.6	59.1	56.5	56.8	57.9

注:令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。 資料:保健センター

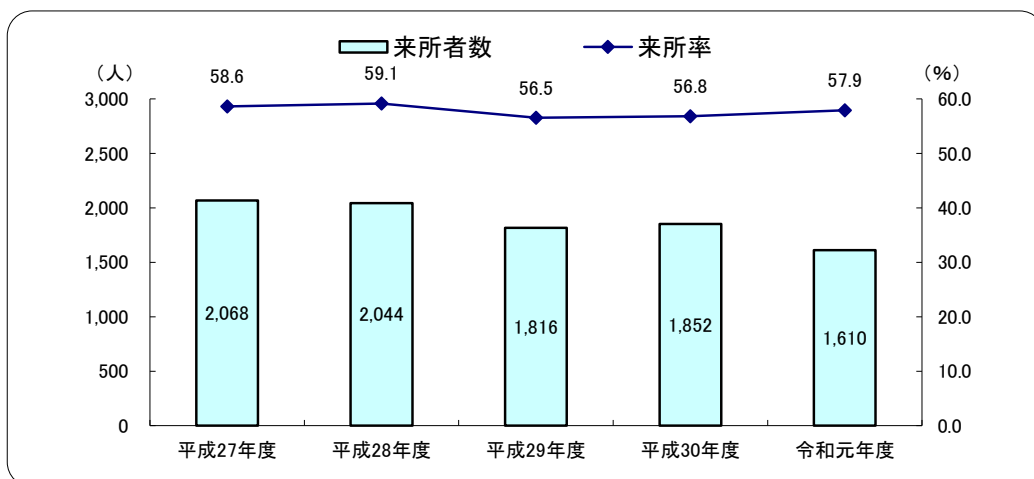


図6 すくすく赤ちゃんクラブの来所状況

◆ 離乳食講習会

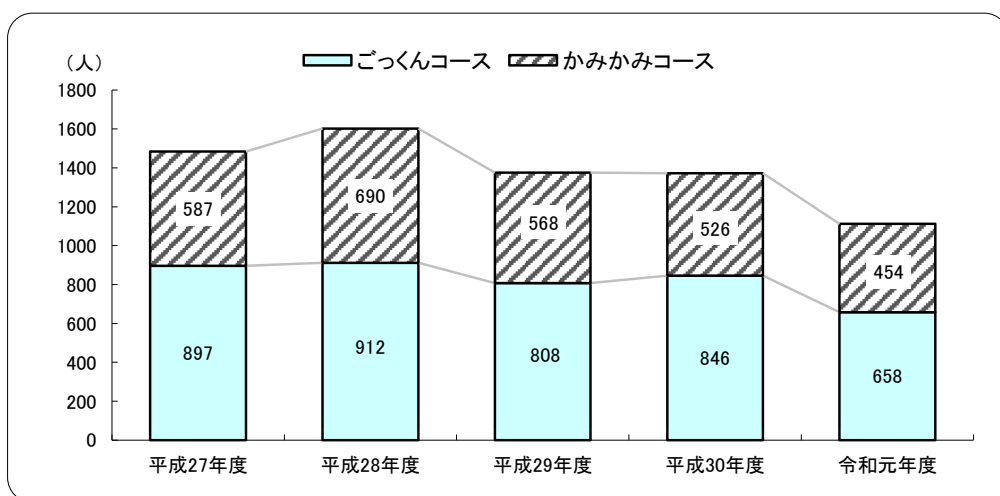


図7 離乳食講習会受講者数の状況

資料:保健センター

注1:各コースの対象者

- ・ごっくんコース・・・生後5～6か月前後の乳児を持つ保護者
- ・かみかみコース・・・生後9～11か月前後の乳児を持つ保護者

注2:令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

◆1歳6か月児健診・3歳児健診

表10 1歳6か月児健診の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象児数(人)		3,462	3,774	3,477	3,359	3,357
内科健診	受診児数(人)	3,400	3,678	3,441	3,265	3,142
	()個別内科健診受診児数	(1,060)	(1,168)	(1,045)	(898)	(923)
	受診率(%)	98.2	97.5	99.0	97.2	93.6
歯科健診	受診児数(人)	3,283	3,574	3,376	3,182	2,974
	受診率(%)	94.8	94.7	97.1	94.7	88.6

資料:保健センター

注1:令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集団健診を中止しました。

注2:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

表11 3歳児健診の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象児数(人)		3,595	3,577	3,605	3,766	3,582
内科健診	受診児数(人)	3,242	3,314	3,369	3,478	3,283
	()個別内科健診受診児数	(1,931)	(1,897)	(1,969)	(1,977)	(1,941)
	受診率(%)	90.2	92.6	93.5	92.4	91.7
歯科健診	受診児数(人)	3,081	3,115	3,173	3,320	2,883
	受診率(%)	85.7	87.1	88.0	88.2	80.5

資料:保健センター

注1:令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集団健診を中止しました。

注2:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

◆育児支援家庭訪問事業

表12 育児支援家庭訪問事業の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
専門的 支援	保護者 に対する こと	実人数(人)	109	129	192	140	259
		延人数(件)	288	304	365	308	389
	子供に 対すること	実人数(人)	285	282	322	289	349
		延人数(件)	676	590	594	559	567
育児・家事等の援助 (訪問)	実人数(人)	33	30	27	25	20	
	延人数(件)	185	251	178	111	161	

資料:保健センター、家庭児童相談課

(3)各種相談

◆子育て相談(子育て支援コンシェルジュ事業)

のびのび子育てプラザでは、専任の相談員を配置し、来館や電話での相談を受けています。また専門職のロビーワーカーや保育士を配置し、利用している親子を見守りながら子育て相談も受けており、相談内容は多岐にわたっています。

保育幼稚園室では、相談専門職員1人を配置し、主として多様な教育・保育施設や事業を円滑に利用できるよう細やかな利用支援を行っています。

保健センターでは、妊娠届時に保健師、助産師が全数に面接を行い、対象者に応じた相談対応、情報提供を行っています。また、妊娠中や子育て期間も来所や電話・訪問で相談対応を行っています。

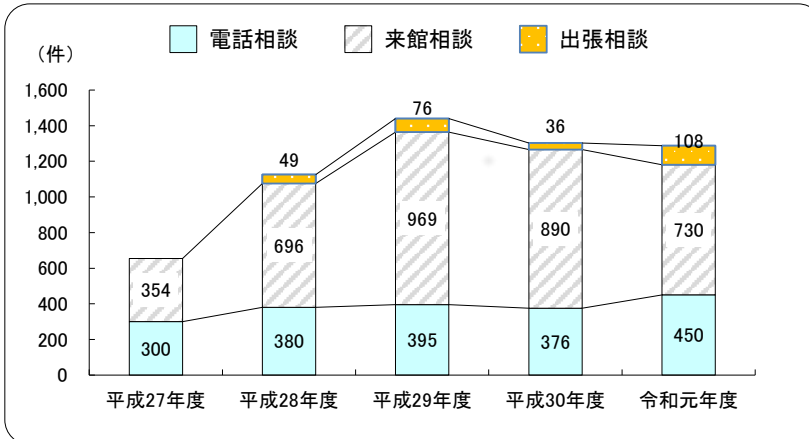


図8 子育て相談件数の推移(平成27年度までは従来の相談件数)

(図8、図9とものにのびのび子育てプラザの数値)

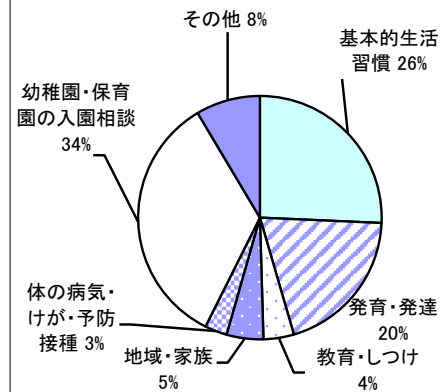


図9 令和元年度相談内容の内訳

資料: のびのび子育てプラザ

◆児童虐待相談

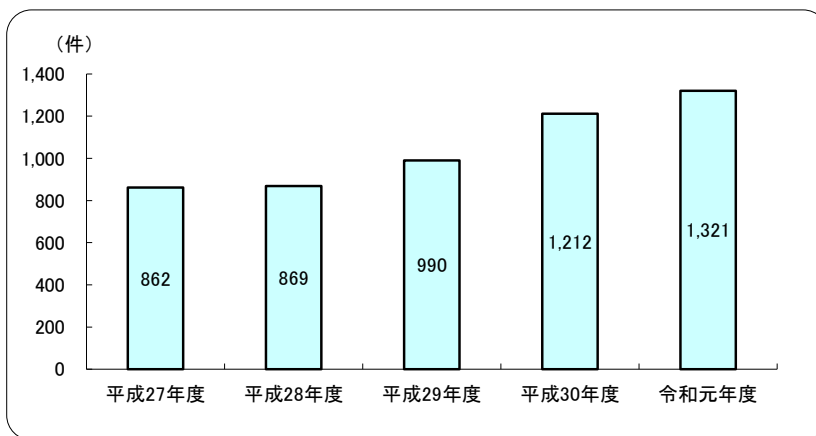


図10 児童虐待相談件数の推移

資料: 家庭児童相談課

◆ひとり親家庭相談

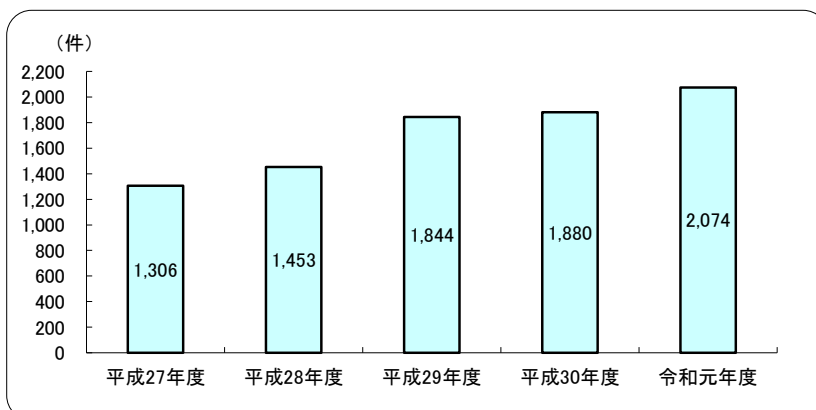


図11 ひとり親家庭相談延回数の推移

資料: 子育て給付課

(4) 保育所等

◆ 保育所等

表13 保育所等数・入所定員・入所児童数の推移

各年度4月1日現在

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所等数 (か所)	総数	56	65	89	102	106
	公立	18	19	21	25	24
	私立	38	46	68	77	82
入所定員 (人)	総数	5,362	5,621	6,268	6,863	7,149
	公立	2,112	2,157	2,247	2,360	2,117
	私立	3,250	3,464	4,021	4,503	5,032
入所児童数 (人)	総数	5,783	6,087	6,532	6,886	7,216
	公立	2,237	2,294	2,332	2,280	2,137
	私立	3,546	3,793	4,200	4,606	5,079

資料: 保育幼稚園室

注: 私立は市外保育所含む。

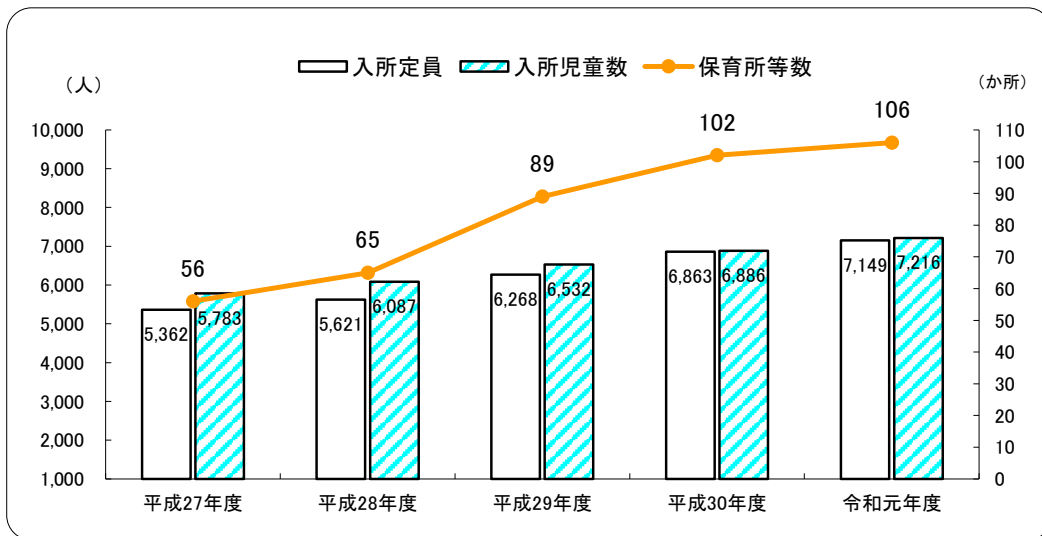


図12 保育所等の状況

各年度4月1日現在

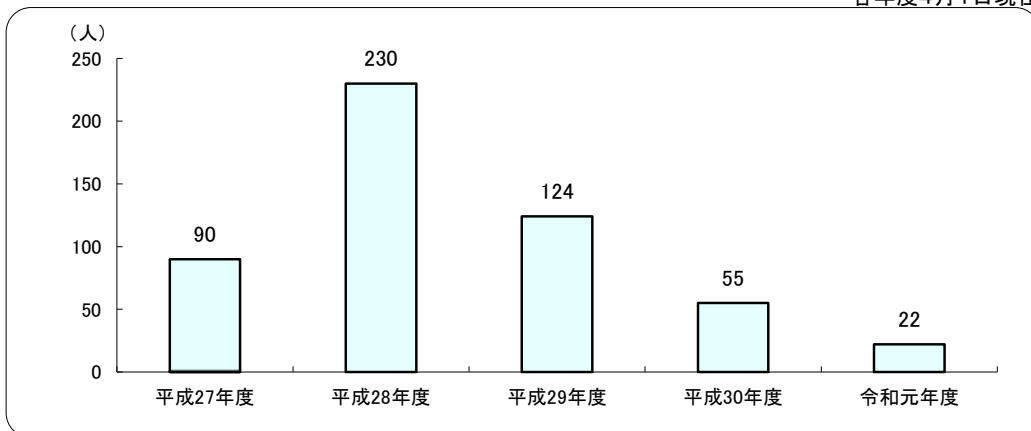


図13 保育所待機児童数の推移

資料: 保育幼稚園室

◆一時預かり(幼稚園以外)

表14 一時預かり利用状況

各年度4月1日現在

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所数(か所)		11	12	16	16	16
人数(人)	総数	1,323	1,382	1,508	1,502	1,476
	非定型	303	259	235	319	381
	緊急保育	131	182	81	60	55
	負担軽減	889	941	1,192	1,123	1,040
延日数(日)	総数	9,162	8,869	9,830	10,607	10,556
	非定型	4,196	3,773	4,194	3,687	3,920
	緊急保育	590	804	312	297	318
	負担軽減	4,376	4,292	5,324	6,623	6,318

資料: 保育幼稚園室、のびのび子育てプラザ、子育て政策室

注: 平成27年度から、こども発達支援センター実施分を含む。

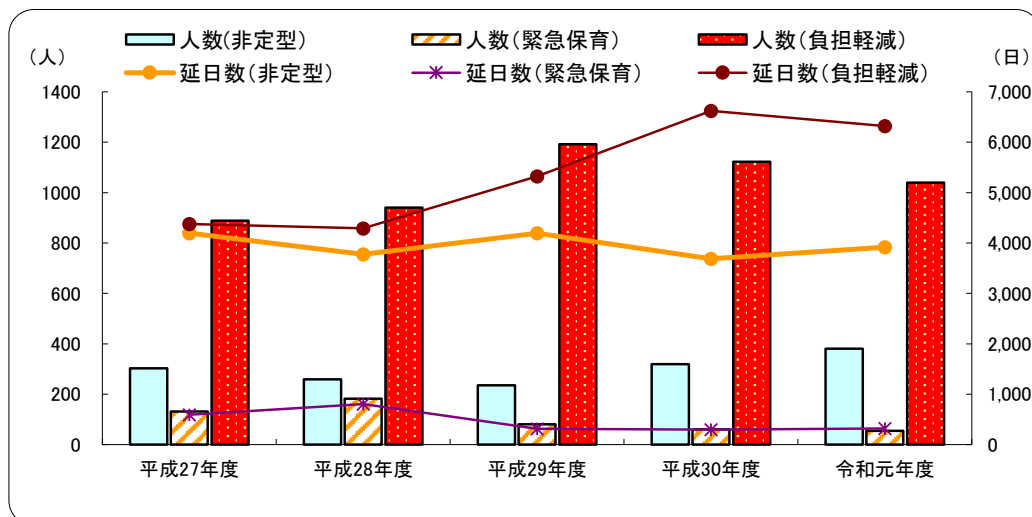


図14 一時預かり利用状況

◆緊急保育

表15 緊急保育利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数(人)	65	78	78	77	44
延日数(日)	2,074	2,027	1,955	2,001	891

資料: 保育幼稚園室

◆病児・病後児保育

表16 病児・病後児保育利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所数(か所)	(注1) 3	3	3	3	(注2) 6
人数(人)	594	836	831	865	911
延日数(日)	2,408	3,320	3,486	3,231	3,346

資料:保育幼稚園室

(注1) 平成27年3月末に病児・病後児保育室1か所閉室、平成27年12月病児・病後児保育室1か所閉室

(注2) 病児・病後児保育室が令和元年10月に1か所、令和2年2月に2か所閉室

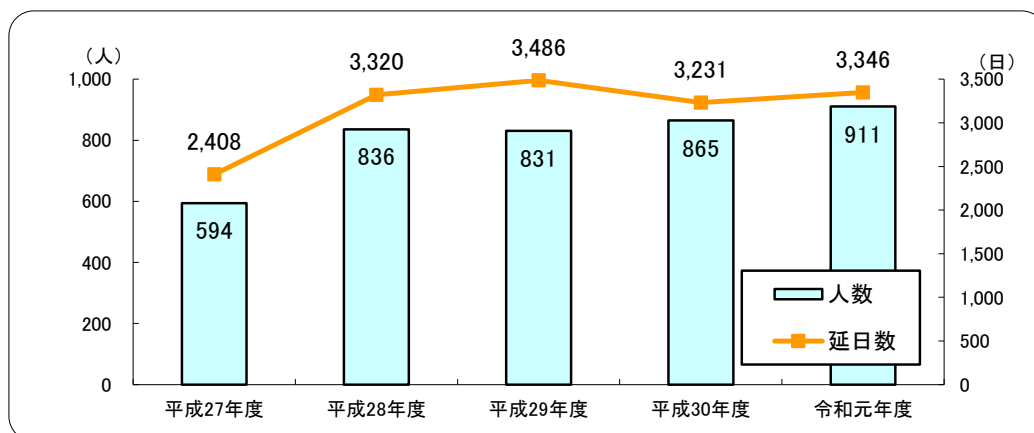


図15 病児・病後児保育利用状況

◆幼稚園

表17 幼稚園在園児の状況 各年度5月1日現在 単位:人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳児	1,813	1,864	1,839	1,982	1,883
4歳児	2,169	2,361	2,230	2,172	2,134
5歳児	2,353	2,226	2,367	2,239	2,125
総数	6,335	6,451	6,436	6,393	6,142

資料:保育幼稚園室

注:吹田市内在住者で市外幼稚園在籍者を含む

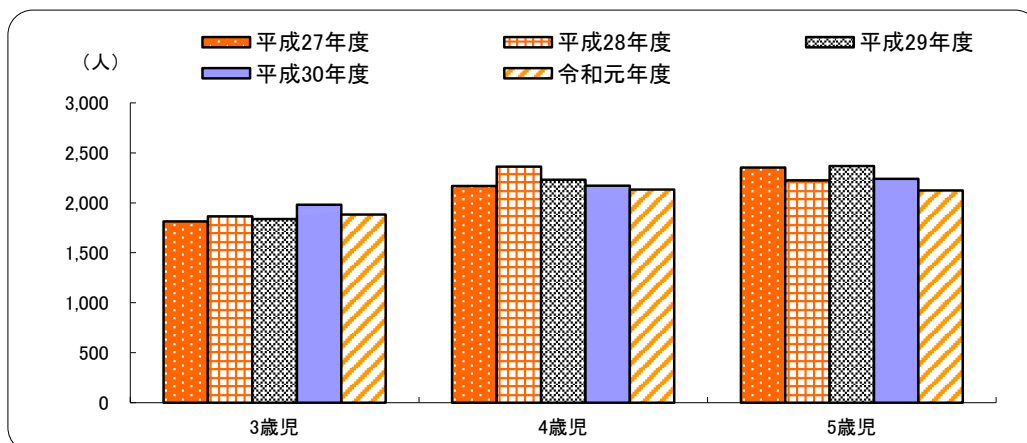


図16 幼稚園在園児の状況

(5) 地域の子育て支援

◆地域子育て支援センター

表18 地域子育て支援センターの状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
育児教室(組)	3,162	3,850	3,031	2,501	2,434
育児相談(人)	6,263	6,133	4,423	4,767	2,936
園行事(人)	31,107	33,879	32,156	26,421	24,418
子育てサークル支援(人)	13,559	13,533	13,257	11,243	6,998
園庭開放(人)	11,910	10,069	9,491	9,120	7,571

資料:子育て政策室

令和2年2月下旬から3月末まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

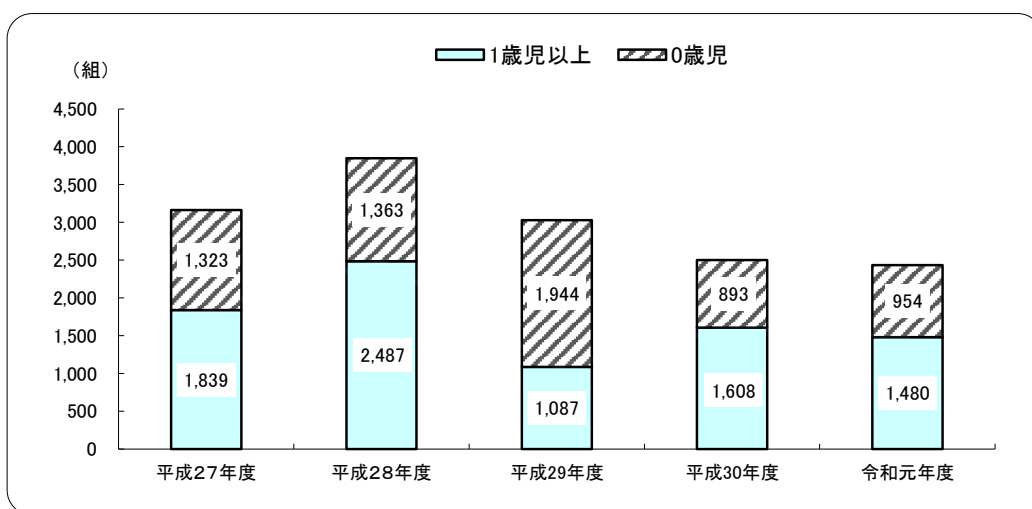


図17 育児教室参加組数の推移

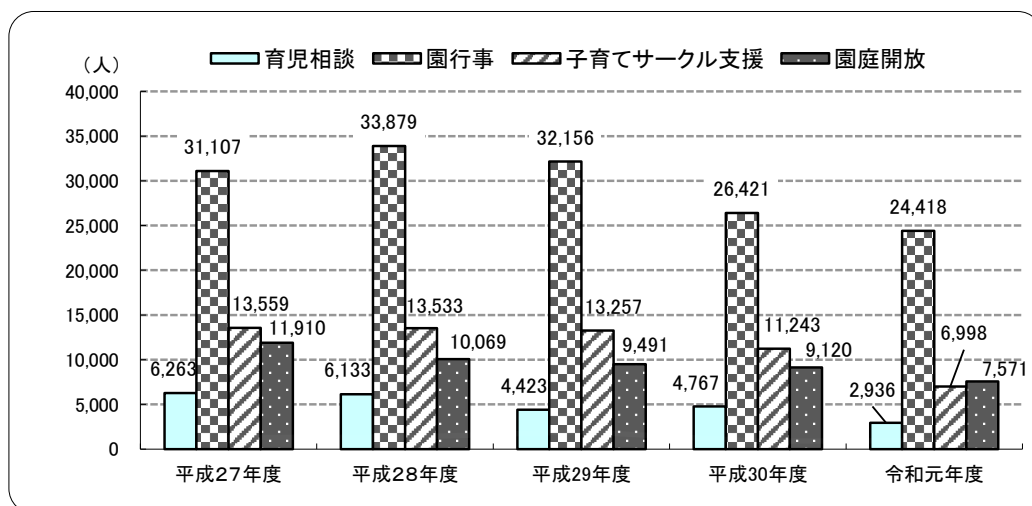


図18 園行事等の参加者数の推移

◆子育て広場

表19 子育て広場開設か所数と利用者数の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開設か所数(か所)		8	8	8	8	8
利用者	世帯数(世帯)	17,405	18,086	19,119	17,642	15,024
	大人(人)	17,477	18,204	19,216	17,753	15,200
	乳幼児(人)	21,024	21,406	22,107	20,867	17,978

資料:子育て政策室

令和2年3月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

◆子育てサロン(地区福祉委員会による)

表20 子育てサロン実施か所数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所数	36	37	37	37	37

資料:社会福祉協議会発行 きらきら

◆児童会館・児童センター

表21 児童会館・児童センターの年齢(3歳区分)別延べ利用者数

単位:人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～2歳	47,687	51,107	51,639	51,380	46,842
3～5歳	35,334	32,130	35,292	36,123	30,366
小学1～3年	88,755	91,839	92,311	86,454	74,762
小学4～6年	66,492	67,533	61,491	59,083	53,158
子ども(計)	238,268	242,609	240,733	233,040	205,128
大人	79,976	83,842	87,177	87,795	80,076
合計	318,244	326,451	327,910	320,835	285,204

資料:子育て政策室

令和2年3月上旬から下旬まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため臨時休館しました。

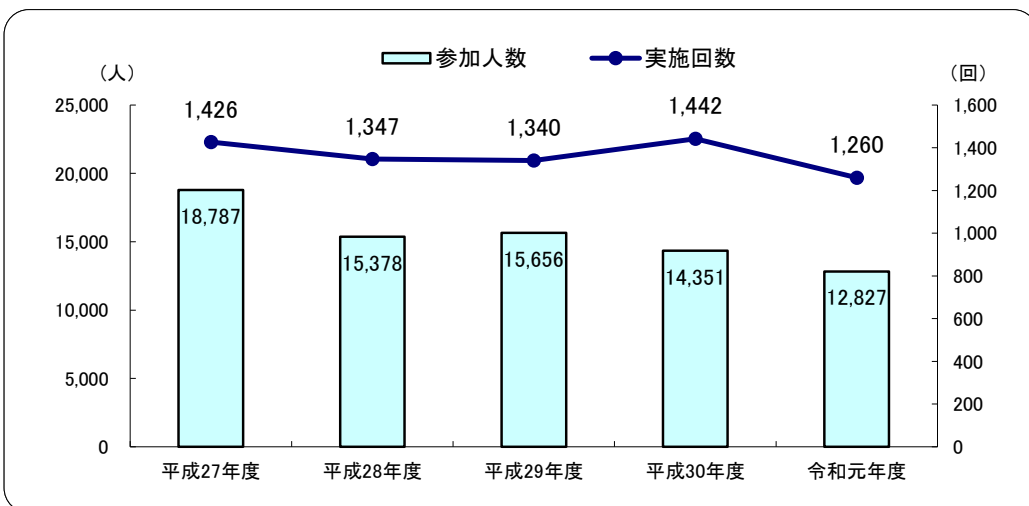


図19 幼児教室実施状況

資料:子育て政策室

令和2年2月下旬から3月末まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

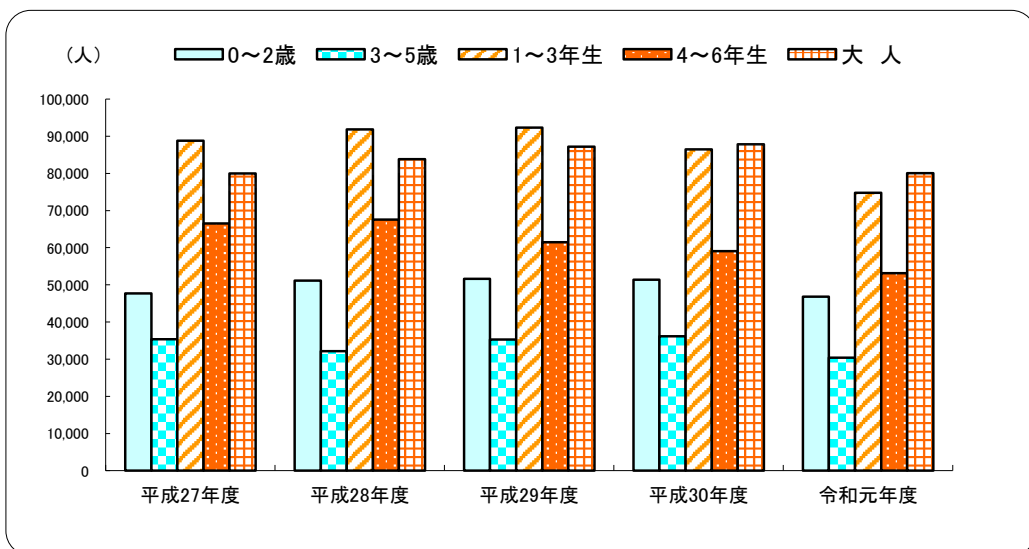


図20 児童会館・児童センター利用者数の推移

資料:子育て政策室

◆ファミリー・サポート・センター

表22 ファミリー・サポート・センター事業の状況 各年度末

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
依頼会員(人)	2,145	1,998	1,510	1,529	1,395
援助会員(人)	452	399	245	245	210
両方会員(人)	613	521	279	251	184
活動件数(件)	5,386	4,864	4,269	4,048	4,169

資料: のびのび子育てプラザ

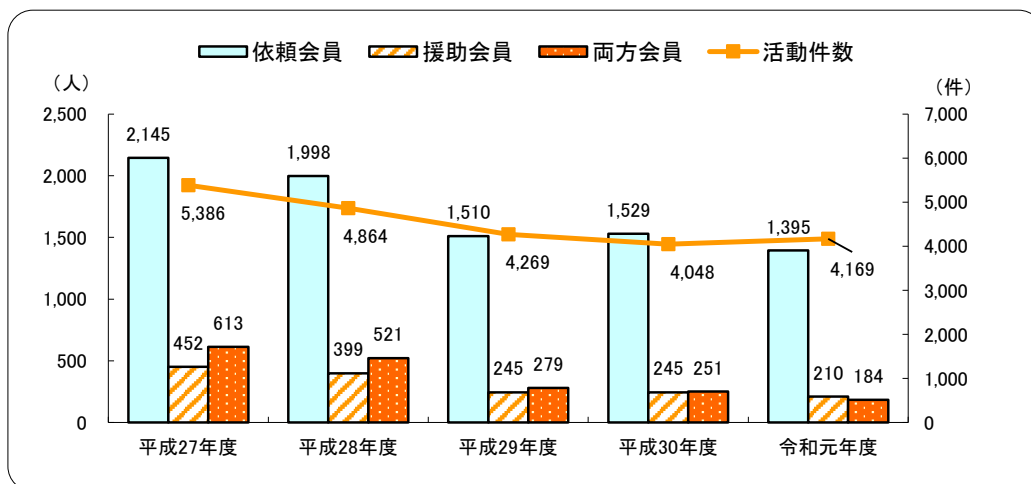
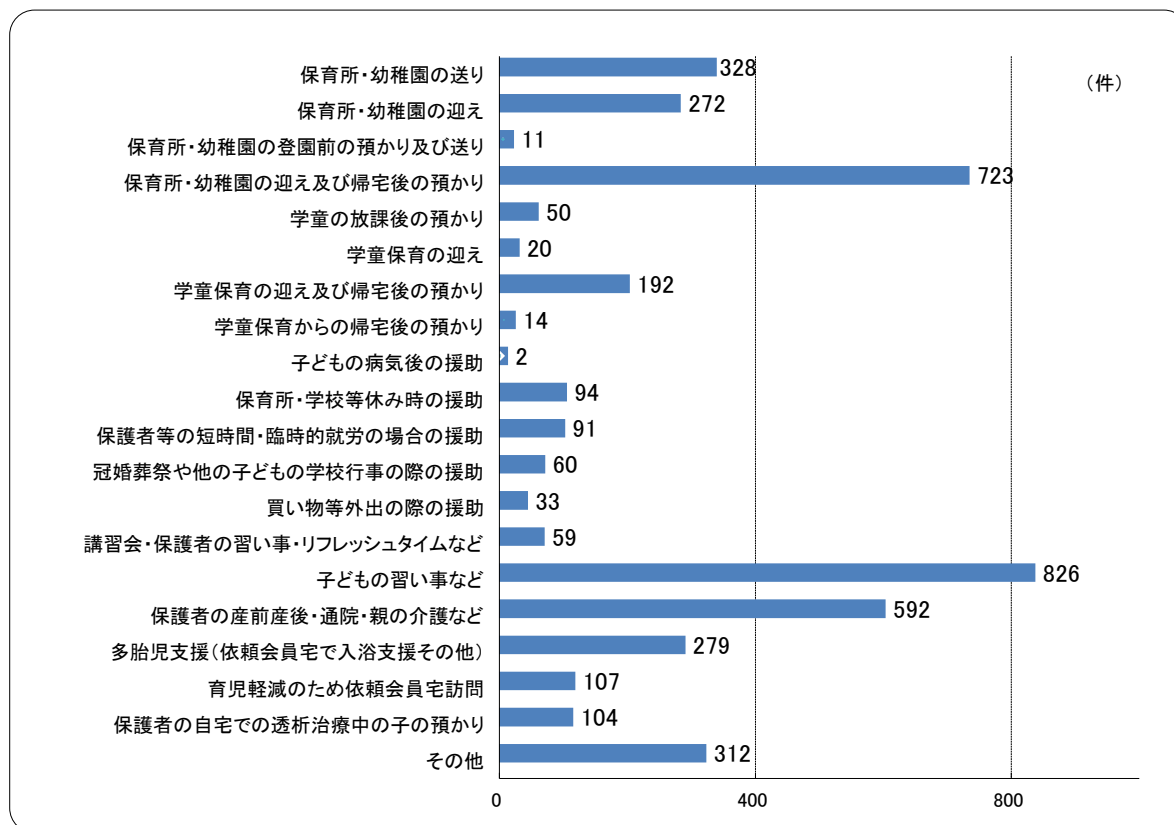


図21 ファミリー・サポート・センター事業の状況



資料: のびのび子育てプラザ

図22 令和元年度 ファミリー・サポート・センター活動内容別件数

◆子育て短期支援事業

表23 ショートステイ・トワイライトステイ事業の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数 (人)	ショートステイ	8	9	13	9	2
	トワイライトステイ	1	0	0	0	2
延日数 (日)	ショートステイ	39	51	66	40	10
	トワイライトステイ	2	0	0	0	6

資料:家庭児童相談課

◆留守家庭児童育成室

各年度3月1日現在

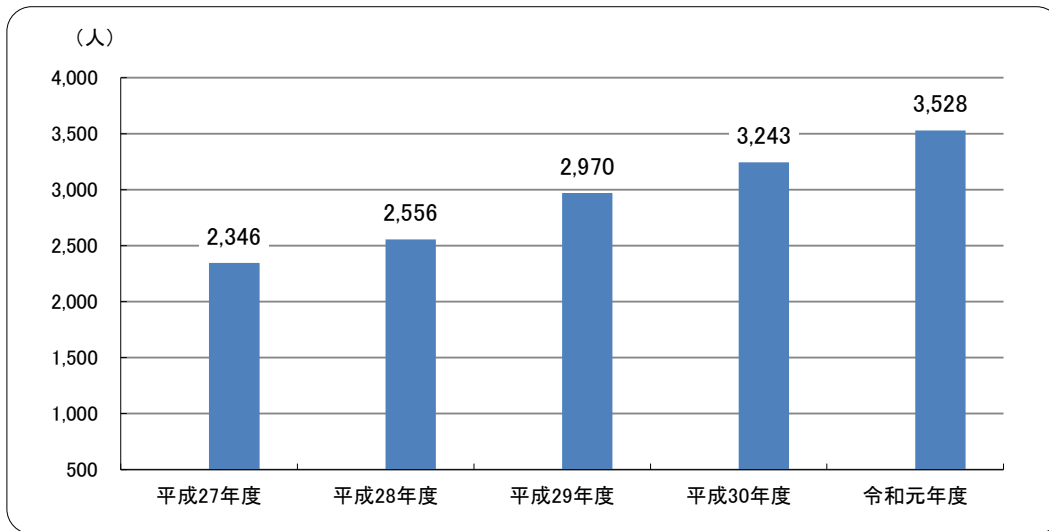


図23 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移

資料:放課後子ども育成課

3 教育・保育の確保方策の 進捗状況（令和2年4月1日現在）

(1) JR以南地域、片山・岸部地域(A区域)

ア 確保方策

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	2			72人	48人
小規模保育事業施設等	7				121人
認定こども園 への移行	既存保育所	1	12人		
	既存幼稚園	2	△120人	90人	
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園	1	△39人	39人	
定員変更	既存保育所	2		25人	△5人
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		△147人	129人	97人	164人
			226人		

イ 進捗状況

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	1			3人	17人
小規模保育事業施設等	7				121人
認定こども園 への移行	既存保育所	1	12人		
	既存幼稚園	2	△120人	90人	
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園	1	△93人	93人	
定員変更	既存保育所	1		13人	△13人
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		△201人	183人	16人	125人
			199人		

ウ 過不足[ア イ](△が充足)

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	1			69人	31人
小規模保育事業施設等					
認定こども園 への移行	既存保育所				
	既存幼稚園				
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園		54人	△54人	
定員変更	既存保育所	1		12人	8人
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		54人	△54人	81人	39人
			27人		

(2) 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域(B区域)

ア 確保方策

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	9			369人	233人
小規模保育事業施設等	14				204人
認定こども園への移行	既存保育所	33人		6人	△6人
	既存幼稚園	△402人	195人		19人
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園				
定員変更	既存保育所				
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行	2				△12人
計		△369人	195人	375人	438人
			570人		

イ 進捗状況

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	5			237人	145人
小規模保育事業施設等	14				223人
認定こども園への移行	既存保育所	33人		6人	△6人
	既存幼稚園	△392人	195人		20人
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園				
定員変更	既存保育所				
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行	2				△12人
計		△359人	195人	243人	370人
			438人		

ウ 過不足[ア-イ](△が充足)

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	4			132人	88人
小規模保育事業施設等					△19人
認定こども園への移行	既存保育所				
	既存幼稚園	△10人			△1人
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園				
定員変更	既存保育所				
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		△10人		132人	68人
			132人		

(3) 山田・千里丘地域、ニュータウン地域(C区域)

ア 確保方策

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	7			330人	170人
小規模保育事業施設等	11				191人
認定こども園への移行	既存保育所	3	33人		4人
	既存幼稚園	3	△210人	135人	
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人		
長時間保育	既存幼稚園	1	△93人	93人	
定員変更	既存保育所	3			46人
	既存幼稚園	1	△65人		
認可外保育施設移行	1				△16人
計		△340人	228人	380人	415人
			608人		

イ 進捗状況

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	6			357人	202人
小規模保育事業施設等	10				176人
認定こども園への移行	既存保育所	4	39人		4人
	既存幼稚園	3	△210人	135人	
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人		
長時間保育	既存幼稚園	1	△117人	117人	
定員変更	既存保育所	2			22人
	既存幼稚園	1	△65人		
認可外保育施設移行	1				△16人
計		△358人	252人	383人	396人
			635人		

ウ 過不足[ア-イ](△が充足)

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	1			△27人	△32人
小規模保育事業施設等	1				15人
認定こども園への移行	既存保育所	△1	△6人		
	既存幼稚園				
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園		24人	△24人	
定員変更	既存保育所	1			24人
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		18人	△24人	△3人	19人
			△27人		

(4) 全体

ア 確保方策

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	18			771人	451人
小規模保育事業施設等	32				516人
認定こども園への移行	既存保育所	7	78人		10人
	既存幼稚園	9	△732人	420人	19人
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人		
長時間保育	既存幼稚園	2	△132人	132人	
定員変更	既存保育所	5		71人	59人
	既存幼稚園	1	△65人		
認可外保育施設移行	3				△28人
計		△856人	552人	852人	1,017人
			1,404人		

イ 進捗状況

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	12			597人	364人
小規模保育事業施設等	31				520人
認定こども園への移行	既存保育所	8	84人		10人
	既存幼稚園	9	△722人	420人	20人
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人		
長時間保育	既存幼稚園	2	△210人	210人	
定員変更	既存保育所	3		35人	15人
	既存幼稚園	1	△65人		
認可外保育施設移行	3				△28人
計		△918人	630人	642人	891人
			1,272人		

ウ 過不足[アーイ](△が充足)

	箇所数	1号認定子ども	2号認定子ども		3号認定子ども
			幼稚園利用希望	保育所等	
私立保育所等整備	6			174人	87人
小規模保育事業施設等	1			人	△4人
認定こども園への移行	既存保育所	△1	△6人		
	既存幼稚園		△10人		△1人
	既存幼稚園と既存保育所				
長時間保育	既存幼稚園		78人	△78人	
定員変更	既存保育所	2		36人	44人
	既存幼稚園				
認可外保育施設移行					
計		62人	△78人	210人	126人
			132人		

(5) 決算額

事業名		決算額	対象施設
私立施設	施設型・地域型保育給付事業 (運営経費)	6,826,059,803円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園、私立小規模保育事業施設等
	保育対策事業 (運営経費)	411,020,640円	私立保育所、私立認定こども園
	特定教育・保育施設等運営助成事業 (運営経費)	571,433,950円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園、私立小規模保育事業施設等
	教育・保育施設安全対策助成事業 (運営経費)	16,133,415円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園
	私立保育所整備費助成事業 (整備経費)	689,939,000円	私立保育所
	小規模保育改修費等支援事業 (整備費用)	26,250,000円	私立小規模保育事業所
	私立認定こども園整備費助成事業 (整備費用)	206,313,000円	私立認定こども園
	認可外保育施設運営支援事業 (運営経費)	0円	私立認可外保育施設
保育対応型幼稚園助成事業 (運営経費)	10,200,000円	私立幼稚園	
公立施設	公立保育所運営事業 (運営経費)	2,904,542,593円	公立保育所、公立小規模保育施設
	公立幼保連携型認定こども園運営事業 (運営経費)	292,794,574円	公立幼保連携型認定こども園
	公立幼稚園運営事業 (運営経費)	891,194,150円	公立幼稚園 公立幼稚園型認定こども園
合計		12,845,881,125円	

実施状況及び効果(令和元年度)	今後の課題及び改善点
<p>令和元年度中の確保内容としましては、私立保育所3か所(259名)の創設、私立保育所1か所の増改築による定員増(20名)、私立小規模保育事業所1か所(19名)の開設により、合計で298名分の2・3号認定の定員枠を新たに確保しました。</p> <p>待機児童数については、平成31年4月の22人から令和2年4月の16人に減少させることができました。</p>	<p>平成28年4月1日に発生した多くの待機児童の早急解消のため策定した「待機児童解消アクションプラン」により、各種の対策を実施しましたが、保育所待機児童の解消には至りませんでした。令和2年度からは、次期子ども・子育て支援事業計画が始まり、保育所整備と保育の質の確保に取り組んでいきます。</p>

保育利用率 ※令和2年4月1日現在

■3号認定

(単位:人)

	保育利用率	利用児童数	児童数 (3歳未満)
目標値	32%	3,069	9,594
実績値	34%	3,309	9,742

■(参考)2号認定

(単位:人)

	保育利用率	利用児童数	児童数 (3歳以上)
目標値	40%	4,464	11,063
実績値	38%	4,257	11,085

4 地域子ども・子育て支援事業 の実施状況

(1)利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。			
担当	のびのび子育てプラザ(基本型)、保育幼稚園室(特定型)、保健センター(母子保健型)			
提供区域	3区域			
	市全域	提供施設数		
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域
提供目標(施設数)	4	1	1	2
実績(施設数)	4	1	1	2
決算額	10,678,220円			
実施状況及び効果(令和元年度)			今後の課題及び改善点	
<p>(基本型) 平成28年度からのびのび子育てプラザで事業を開始しました。専任の相談員を配置し、毎日(週7日)、来館や電話、メールでの相談を受け、状況に応じて保健センター等、関係機関と連携を取り支援を行っています。また、より身近な場所で相談ができるよう「すくすく赤ちゃんクラブ」等への出張相談を行うとともに、平成29年11月から高野台のびのびルームを開設し週1回出張相談会を開催しました。事業の周知が進み、電話や来館での相談が増え相談内容も多岐にわたっています。</p> <p>(特定型) 平成29年6月から保育幼稚園室で専任の相談員を配置し、保育所等の入園に関する相談及び保育所等の利用申込の受付を行いました。</p> <p>(母子保健型) 保健センターでは、妊娠届出時に保健師、助産師が全数に面接を行い、対象者に応じた相談対応、情報提供を行っております。また、妊娠中や子育て期間も来所や電話・訪問で相談対応を行っています。また、吹田版ネウボラ連携会議を2回実施し、関係部局の連携や支援体制の強化を図りました。</p>			<p>(基本型) 相談に応じて適切な支援が出来るよう情報収集に努めるとともに、吹田版ネウボラ連携会議の定期開催で関係機関との連携強化を進めます。</p> <p>(特定型) 多様な教育・保育施設や事業がある中で、利用者に適切なメニューを確実に、円滑に利用できるような情報収集に努めます。</p> <p>(母子保健型) 事業開始当初に比較して、地域の中で妊娠中から利用できる交流の場が増えてきています。地域を支援する中で、保健センターとしてはどの部分を担うべきか、支援方法を検討していきます。</p>	

(2)地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。						
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室						
提供区域	6区域						
提供体制等	公立保育所、私立保育所、私立認定こども園、のびのび子育てプラザ、子育て広場						
	市全域	提供区域別					
		aJR以南地域	b片山・岸部地域	c豊津・江坂・南吹田地域	d千里山・佐井寺地域	e山田・千里丘地域	fニュータウン地域
提供目標(人日)	124,801	8,245	12,287	8,383	19,601	40,503	35,782
実績(人日)	96,947	5,129	9,410	5,887	17,939	28,068	30,514
決算額	84,791,305円						
実施状況及び効果(令和元年度)				今後の課題及び改善点			
<p>公立保育所だけでなく、私立保育所等においても4園に委託し、育児教室や子育て相談、サークル活動支援等を通じて、在宅での子育て中の親子への支援を進めました。</p> <p>のびのび子育てプラザでは、育児不安や負担が高くなる産後2か月からを対象とした親子教室の定例開催や年齢別親子教室、父親親子教室等を開催して支援に努めました。</p> <p>子育て広場では、8団体に助成し、子育てに関する相談や乳幼児とその親が気軽に集い交流できる場を提供しました。</p> <p>身近な地域での取組を進めながら、子育て中の保護者の仲間づくりや子育ての不安や悩み、負担感の軽減、虐待の予防につながる支援に努めました。</p>				<p>引き続き、育児への不安や負担感を軽減するため、子育て中の保護者への支援の更なる充実を進める必要があります。</p> <p>在宅での子育て中の親子のニーズに合った事業となるよう事業の充実を図ります。</p>			

(3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。		
担当	保健センター		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応。		
	人数	回数	
量の見込み(人)(回)	3,177	44,478	
実績(人)(回)	3,004	37,533	
決算額	259,210,595円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
妊婦健診については平成21年度に公費回数を14回に、平成26年11月から公費負担上限を101,560円に拡充し、実施しています。また、平成30年6月より産婦健康診査を2回実施し、産後の体調不良を早期に把握し早期に支援できるよう体制の充実を図りました。		本市の妊婦健康診査の公費負担額は府平均額を下回っていたため、令和2年7月1日より増額しました。 産婦健診開始に伴い、産科医療機関からの情報提供が増え、より妊産婦の状況が把握できるようになってきました。今後は、支援の必要なケースをより早期から把握することで早期から切れ目なくかわり、必要な支援につなげていけるように努めます。	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	民生・児童委員、主任児童委員		
	面会件数	対象件数	
量の見込み(人)	3,177	3,177	
実績(件)	1,637	2,942	
決算額	2,127,495円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
民生・児童委員、主任児童委員等が各家庭を個別に訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握をしながら、地域での見守りや子育てにおける支援を行いました。また、令和元年度は、臨時雇用員1名を配置し、家庭訪問における事前の日程調整や不在家庭への再訪問を行い、面談率の向上に努めました。		家庭訪問におけるさらなる面談率の向上と不在家庭へのフォロー方策について引き続き検討する必要があります。	

(5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。		
担当	保健センター、家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	保健師、育児支援家庭訪問員		
量の見込み(人)	441		
実績(人)	976		
決算額	10,396,297円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
<p>保健センターでは、若年の妊産婦や産後鬱、虐待の恐れがあるなど、養育上の困難を抱える家庭や乳幼児健診未受診児に対し、保健師が訪問を行い、継続的な支援を実施しています。</p> <p>また、妊娠届出時にフォローを要すると判断したケースや医療機関より情報のあったケースなど、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく支援ができるように配慮をしています。</p> <p>家庭児童相談課では、子どもの養育に不安を抱える家庭を育児支援家庭訪問員が訪問し、育児における支援や助言を行うことで、養育者の育児ストレスが軽減し、児童虐待への未然防止が図られました。令和元年度は20人の養育者に対し、育児支援家庭訪問員が延べ161回訪問しました。</p>		<p>フォローを要するケースを把握しても、対象者が支援を希望しない場合や状況把握ができない場合もあります。保健センターだけでなく、関係機関と連携をしながらケースに寄り添い、必要な時に必要な支援を導入できるように配慮をしていきます。</p> <p>また、家庭児童相談課においては、支援を必要としている家庭を把握するため、関係機関との連携強化に努めるとともに、養育者の多様なニーズに対応していくため、育児支援家庭訪問員の専門性を高める必要があります。</p>	

(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)内の情報共有と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取組など地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
実績(回)	代表者会議	1	
	実務者会議	25	
	個別ケース検討会議	77	
	講演会	1	
決算額	4,384,401円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
<p>児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワーク会議の事務局として関係機関と連携し、支援方針の検討や役割分担を行い、児童虐待の改善や重症化防止に取り組みました。また11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、講演会を開催するなど、啓発活動にも取り組みました。</p>		<p>年々増加する児童虐待などの家庭児童相談に対応するため、国が求める専門職の確保や研修等を通じた相談員の専門性の向上など、相談体制の強化、見直しを行う必要があります。</p>	

(6)子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	児童養護施設、乳児院		
	合計	ショートステイ	トワイライトステイ
量の見込み(人日)	50	50	0
実績(人日)	16	10	6
決算額	49,500円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
<p>本事業は保護者の疾病や仕事だけでなく、レスパイトとしての利用ニーズも高いことから、育児負担の軽減や虐待予防につながるものと考えています。令和元年度においては4人で、延べ16日の利用がありました。</p>		<p>本事業の利用にあたっては施設の空き状況等に左右されることから、委託事業者を増やすなど利用枠の拡大を図っていく必要があります。</p>	

(7)ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。		
担当	のびのび子育てプラザ		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	のびのび子育てプラザ		
就学前児童 量の見込み(人日)	3,169		
就学前児童 実績(人日)	3,186		
就学児童 量の見込み(人日)	1,695		
就学児童 実績(人日)	983		
決算額	6,313,628円		
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点	
<p>3年ごとに会員の更新を行うことで会員数は減少傾向にありますが、広報活動を進め、出張による入会講習会の開催を行うことで、会員数の維持に努めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、年度末の入会講習会中止や相互援助活動件数の減少はありましたが、会員数の大きな減少はなく、年度を通しての活動件数は増加しています。</p>		<p>多胎児世帯に対する利用料補助や同行支援の拡充を進めます。</p> <p>積極的に広報活動を行うとともに引き続き出張での講習会を開催し、援助会員の拡大につなげます。また、早く援助活動が始められるように必須講座の受講方法等の検討を進めます。</p>	

(8)一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業						
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室						
提供区域	6区域						
提供体制等	幼稚園	年間の一時預かり実施日数…236日					
	幼稚園以外	公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等					
	市全域	提供区域別					
		aJR以南地域	b片山・岸部地域	c豊津・江坂・南吹田地域	d千里山・佐井寺地域	e山田・千里丘地域	fニュータウン地域
幼稚園提供目標(人日)	172,704	1,645	34,708	18,773	26,708	25,741	65,129
幼稚園実績(人日)	17,304	1,337	2,444	2,811	3,983	4,829	1,900
幼稚園以外提供目標(人日)	14,198	1,368	1,511	2,777	1,853	2,710	3,979
幼稚園以外実績(人日)	10,556	350	829	4,290	724	968	3,395
決算額	100,198,661円						
実施状況及び効果(令和元年度)				今後の課題及び改善点			
<p>「幼稚園」については、公立幼稚園7か所、公立認定こども園9か所、私立認定こども園2か所の計18か所で実施しました。</p> <p>「幼稚園以外」については、公立保育所1か所、公立認定こども園1か所、公立小規模保育施設1か所、私立保育所4か所、私立認定こども園3か所、私立小規模保育施設3か所、豊一児童センター、のびのび子育てプラザ、こども発達支援センターの計16か所で実施しました。</p> <p>のびのび子育てプラザでは、より多くの市民が利用できるよう予約方法の見直しと、新規の人が利用しやすいように工夫をし、定員に対する予約率は9割を超えています。</p> <p>本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。</p>				<p>多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、引き続き事業の充実に努めます。</p>			

(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。				
担当	保育幼稚園室				
提供区域	3区域				
提供体制等	A区域	幼稚園が認定こども園に移行3、小規模保育施設整備4			
	B区域	幼稚園が認定こども園に移行5、小規模保育施設整備4			
	C区域	幼稚園が認定こども園に移行3、私立保育所整備、小規模保育施設整備6			
	市全域	提供区域			
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域	
	提供目標(人)	4,550	879	1,691	1,980
	実績(人)	3,801			
	実績(人日)	178,639	44,508	44,778	89,353
決算額	70,059,673円				
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点			
<p>保育所46か所・認定こども園12か所・小規模保育事業所43か所の計101か所のうち、私立保育所12か所・私立認定こども園2か所・私立小規模保育事業所7か所の計21か所で30分延長を、公立保育所14か所・公立認定こども園1か所・公立小規模保育事業所1か所・私立保育所17か所・私立認定こども園9か所の計42か所で1時間延長を、私立保育所2か所で2時間以上の延長保育を実施しました。</p>		<p>小規模保育事業所については、利用人数が少なく、延長保育事業を実施しても経費に見合った補助金の受給が困難であり、また、保育士の負担軽減のため、保育ニーズにあった延長保育事業の時間短縮を図っている園が多くあります。今後は適切に保育ニーズを把握して実施しているか、確認していきます。</p>			

(10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。			
担当	保育幼稚園室			
提供区域	3区域			
	市全域	提供区域		
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域
病児・病後児対応型				
提供目標(人)	6,500	1,200	2,400	2,900
実績(人日)	3,346	15	1,334	1,997
定員(人日)	5,939	234	2,058	3,647
提供施設数	6	1	2	3
体調不良児対応型				
提供目標(人)	7,991	2,406	2,625	2,960
実績(人日)	6,189	2,102	1,904	2,183
定員(人日)	6,099	2,012	1,904	2,183
提供施設数	39	8	14	17
決算額	170,756,678円			
実施状況及び効果(令和元年度)			今後の課題及び改善点	
<p>病児・病後児対応型では、平成31年1月に見直した子ども子育て支援事業計画に基づき、令和元年度中に新たに3か所整備し、合計6か所で実施しました。体調不良児型では、昨年度より5か所提供施設数が増え、公立保育所14か所、公立認定こども園1か所、私立保育所15か所、私立認定こども園6か所、私立小規模保育事業所3か所で実施しました。</p>			<p>病児・病後児対応型では、市民ニーズの高まりを受け、令和2年度以降、利用対象年齢を小学校1年生まで拡大するとともに、病児・病後児保育室予約システムを構築し、より市民の利便性の向上を図ります。</p>	

(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業					
担当	放課後子ども育成課					
提供区域	36区域(小学校区)					
量の見込み (人)	市全域	4,517				
	うち 吹一	73	うち 岸一	59	うち 南山田	268
	吹二	99	岸二	139	西山田	81
	吹三	163	豊一	237	北山田	145
	東	66	豊二	133	千里丘北	136
	南	184	江坂大池	67	佐竹台	175
	吹六	79	山手	132	高野台	53
	千一	204	片山	142	津雲台	133
	千二	173	山一	113	古江台	116
	千三	140	山二	116	藤白台	132
	千里新田	104	山三	78	青山台	42
	佐井寺	86	山五	77	桃山台	157
	東佐井寺	83	東山田	259	千里たけみ	73
	実績(人) ※3月1日現在在籍数	市全域	3,528			
うち 吹一		64	うち 岸一	46	うち 南山田	218
吹二		47	岸二	104	西山田	73
吹三		92	豊一	176	北山田	112
東		53	豊二	77	千里丘北	130
南		112	江坂大池	48	佐竹台	140
吹六		52	山手	126	高野台	35
千一		130	片山	129	津雲台	120
千二		154	山一	79	古江台	96
千三		134	山二	97	藤白台	103
千里新田		93	山三	61	青山台	26
佐井寺		86	山五	46	桃山台	157
東佐井寺		59	東山田	175	千里たけみ	78

定員(人)	市全域	3,995				
	うち 吹一	75	うち 岸一	80	うち 南山田	235
	吹二	80	岸二	120	西山田	80
	吹三	120	豊一	200	北山田	120
	東	80	豊二	120	千里丘北	120
	南	120	江坂大池	80	佐竹台	160
	吹六	80	山手	120	高野台	40
	千一	160	片山	120	津雲台	120
	千二	160	山一	80	古江台	100
	千三	120	山二	105	藤白台	120
	千里新田	120	山三	80	青山台	40
	佐井寺	80	山五	80	桃山台	160
	東佐井寺	80	東山田	160	千里たけみ	80

決算額	1,399,381,041円
-----	----------------

実施状況及び効果(令和元年度)	今後の課題及び改善点
<p>保育の担い手を確保するため、平成30年度から準備を進めていた吹六留守家庭児童育成室の業務委託を平成31年4月から実施できました。</p> <p>また、令和元年度は、新たに令和2年度から山手留守家庭児童育成室を業務委託できるよう準備を進め、児童の健全育成を図りました。</p>	<p>平成29年度から入室対象児童を4年生まで拡大しましたが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、事業計画を見直し、当分の間は4年生までの受入れに専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。</p> <p>今後、安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運營業務委託を着実に進めていく必要があります。</p>

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	支給認定保護者の世帯の状況を勘案し、行事費などの費用等について支援を行う事業。				
担当	保育幼稚園室				
提供区域	吹田市全域				
決算額	5,635,073円				
実施状況及び効果(令和元年度)	今後の課題及び改善点				
<p>令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、給食費が無償化の対象外とされたことによる新規事業です。副食費が対象ですが、令和元年度に限り、経過措置として市単独事業により主食費を補助しました。補助対象者468人。</p>	<p>吹田市では新制度未移行幼稚園の児童が多数のため、対象者の抽出を吹田市で行い、通知しています。そのため、対象者の正確・迅速な抽出が課題となります。</p>				

(13)多様な主体の参入促進事業

事業内容	保育の受け皿拡大のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要となるが、新たに開設された施設や事業の運営が軌道に乗り、保護者や関係機関との連携体制が構築されるなど、質の高い保育が安定的継続的に行われるよう、市が一定の支援を行う事業。	
担当	保育幼稚園室	
提供区域	吹田市全域	
決算額	5,922,346円	
実施状況及び効果(令和元年度)		今後の課題及び改善点
平成27年度から新規開所した小規模保育事業所41か所を保育士園長OBが巡回し、相談・助言を行いました。保育内容や保護者対応等の相談・助言を通して、質の高い保育の提供に寄与することができました。		開所から数年経つ施設へ継続的に巡回することに加え、認可外保育施設への巡回も実施することで、さらに質の高い保育を提供することに努める必要があります。

5 教育・保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制 の確保の実施状況

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

イ 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 的確な情報提供	認定こども園への移行を円滑に進めていけるよう、様々な情報提供を行い、認可・認定権限のある大阪府と連携し、平成28年4月までに7か所、平成29年4月に2か所及び平成31年4月に1か所の計10か所の私立保育所が認定こども園に移行しました。また、平成31年4月に1か所の私立幼稚園が認定こども園に移行しました。	幼稚園から円滑に認定こども園に移行できるように支援していくことが必要です。	保育幼稚園室
イ 相談体制の確保	認定こども園への移行に向け、整備補助金の活用についての助言を含めた相談体制を確立してきました。	認定こども園に移行すると事務処理が煩雑になることから、躊躇する園が多くあります。制度や事務処理を相談にのる必要があります。	

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもの受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行にむけた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

ウ 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘わらず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼稚園の活用	市立幼稚園の認定こども園への移行により、2号認定子どもの受け入れ枠の確保を進めてきました。また、私立幼稚園による小規模保育事業の実施により、3号認定子どもの受け入れ枠の確保を進めてきました。加えて、私立幼稚園が常態的に長時間の預かり保育をする場合には、支援を実施し、2号認定子どもの受入れの促進を図りました。	私立幼稚園の認定こども園への移行については、事務負担の増などから移行がほとんど進んでいない状況です。公立幼稚園は、認定こども園となっている園も含め、保護者の保育ニーズに対応できるよう、時間延長を図る必要があります。	保育幼稚園室
イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実	市立幼稚園で長期休業中を含めた幼稚園型一時預かり事業を実施し、就労等で長時間保育が必要な家庭に保育の提供を行いました。	私立幼稚園については、認定こども園を含めた新制度への移行促進を図っていく必要があります。	
ウ 市内における施設の配置	市立幼稚園においては、北部と南部でバランスよく認定こども園化を行いました。	まず、私立幼稚園に長時間保育を実施する環境を整える必要があります。	

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

- ア 合同研修の実施
教育標準時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう合同研修を行うなどの支援を行います。
- イ 人的交流の促進
認定こども園では、保育士と幼稚園教諭がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。
- ウ 人材の育成
幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い教育保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。
- エ 施設長の能力の向上
認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 合同研修の実施	教育標準時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する特徴を活かせるよう合同研修を行いました。	認定こども園の特徴である、多様な生活環境に応じた支援が行えるような研修を行います。今後も園づくり・園運営等のニーズに対応していきます。	保育幼稚園室
イ 人的交流の促進	認定こども園では、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの教育・保育について討論し、交流を深めることができました。	園長代理連絡会等、それぞれの教育・保育について交流が深められるよう、幼稚園教諭と保育士がともに参加する機会を継続して設けていきます。	
ウ 人材の育成	幼保連携型認定こども園での教育・保育要領で求められている、質の高い教育保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施しました。幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図り、人材育成に努めました。	認定こども園で求められている、質の高い教育保育・子育て支援、保護者支援等に対応できる研修を実施し、幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図り、人材育成に努めます。	
エ 施設長の能力の向上	認定こども園の施設長として、保護者を支援し・地域との連携を図りました。研修等に取り組み職員の質の向上等を行いました。	認定こども園の施設長として、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。	

(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

- ア 幼児期の教育・保育の意義
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。
- イ 推進方策
認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によっては認定こども園又は保育所の整備で確保していきます。
一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では、3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。
両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。
- ウ 私立施設と公立施設の配置
私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

エ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子どもたちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼児期の教育・保育の意義	質の高い教育・保育が提供できるよう、特別支援教育や保育実践に関する研修を行い、質の向上を図りました。	研修の充実を図るとともに、子供の状況にあった、多様な教育・保育の選択ができるように、更なる保育の量の提供に努めます。	保育幼稚園室
イ 推進方策	不足する保育の需要については、ここ数年認定こども園又は保育所の整備に努めました。最終年度の令和元年度は、整備計画の完了と保育ニーズの把握に努め、次期事業計画の準備をしました。	保育所整備の遅れにも対応できるように余裕のある計画が必要であり、必要保育量を適切に見込むよう努めます。	
ウ 私立施設と公立施設の配置	市立保育所の民営化は地域バランスを考慮して進めています。	保護者に対して丁寧な説明に努める必要があります。	子育て政策室
エ 推進状況の確認	幼児教育の点検評価について、学識経験者や、地域の教育・福祉関係者から意見を聞きました。	各施設においては、施設の自己評価だけでなく、幼稚園等関係者懇談会など外部からの意見を取り入れ良質な教育・保育の提供について検討します。	保育幼稚園室

(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない多様な子育て支援を行います。関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

イ 利用者支援

多様な子育て需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において市が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等などの利用者の支援を行います。

ウ 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親同士が仲間づくりのできる交流の場を設けます。また、育児の負担感を和らげるため、子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

エ 一時預かり

幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時的預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、開所時間を延長するとともに6年生までの対象学年の拡大を行います。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 切れ目のない支援	各担当所管で、妊娠している方や子育て中の保護者の相談に応じ、必要に応じて関係所管が連携し、切れ目ない多様な子育て支援に努めてきました。吹田版ネウボラ連携会議を開催し連携を進め、千里丘地域において関係機関合同の出張相談会を行いました。	吹田版ネウボラ連携会議を定期的に開催し、関係機関の連携強化で虐待の予防につなげます。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター
イ 利用者支援	市民への周知も拡がり来館や電話での相談も増加、相談内容も多岐にわたっています。状況に応じて必要な機関と連携を取りながら支援を進めていますが、令和元年度は吹田版ネウボラ連携会議開催、千里丘地域において関係機関合同出張相談会を行うなど、連携の強化に努めました。	多岐にわたる相談に適切に対応できるように、情報収集に努めます。また、吹田版ネウボラとしての連携の強化を進めます。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター
ウ 地域子育て支援	それぞれの機関で育児教室や年齢別親子教室を開催しました。また、のびのび子育てプラザでは生後2ヶ月からを対象とした教室の開催や出張で交流会を開催するなど、虐待の予防につながる支援に努めました。	引き続き、気軽に参加し仲間づくりや、子育ての相談ができる環境を充実し、多様なニーズに対応できるよう努めます。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
エ 一時預かり	「幼稚園」については、公立幼稚園7か所、公立認定こども園9か所、私立認定こども園2か所の計18か所で実施しました。「幼稚園以外」については、公立保育所1か所、公立認定こども園1か所、公立小規模保育施設1か所、私立保育所4か所、私立認定こども園3か所、私立小規模保育施設3か所、豊一児童センター、のびのび子育てプラザ、こども発達支援センターの計16か所で実施しました。 本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。	多様化する保育ニーズを受け、今後本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう、地域バランスを勘案して実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、引き続き事業の充実に努めます。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
オ 放課後児童クラブ	平成29年度から対象学年を4年生まで拡大しましたが、留守家庭児童育成室を必要とする児童が見込みを上回って増え続けており、受入態勢の確保が困難なため、当分の間は4年生までの受入に専念することとしました。 ただし、障がい児の受入については、平成30年度からはその対象を4年生からの継続の5年生に拡大し、さらに令和元年度からは6年生に拡大しました。	平成29年度より入室対象児童を4年生まで拡大していますが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の確保や育成が困難となっています。 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。	放課後子ども育成課

(6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
小規模保育事業所を卒園した児童が私立幼稚園への入園を選択しやすくするため、入園料の補助等を実施しました。	連携施設についてはほとんどの事業者が設定できていません。今後、連携に向けた施策を進めていくとともに、市が調整・仲介のうえ、積極的に連携施設確保に係る支援を行っていきます。	保育幼稚園室

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法が異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子供が対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

ウ 幼稚園教諭と小学校教諭の交流

就学前の幼児と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

エ 合同研修

保育士、幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設けます。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼児期の育ちの連続性の観点	就学前の時期に、小学校への接続を意識した保育内容を計画的に実践したり、全市一斉小学校統一見学を実施したりして、子供達自身が成長した喜びを実感し、小学校生活への期待を持つことにつながりました。	教育・保育内容の一層の相互理解を進め、小学校への接続を意識した教育・保育実践に努めます。	保育幼稚園室
イ 推進体制	各就学前施設と小学校が引継ぎの場を設け、全ての就学前の子供達が円滑に小学校教育に移行できる取組を行いました。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互連携推進体制の整備、就学する子供のより丁寧な引継ぎのあり方について検討する必要があります。	
ウ 幼稚園教諭と小学校教諭の交流	小中学校の2年目の教諭が市立幼稚園・幼稚園型認定こども園で保育体験を行い、実践を通して互いの教育・保育について交流する機会を設けています。	相互の教育・保育のねらいや目標を共通理解し、さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共有し、円滑な接続を図るよう努めます。	
エ 合同研修	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を対象とした、児童虐待防止に関する研修を実施しました。 各中学校ブロックでの授業参観や合同研修会を実施しました。	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭が子供の理解を深め、より相互連携が深められるような研修を行う必要があります。	
オ カリキュラム	中学校ブロックごとの「幼小中一貫カリキュラム」の作成や見直しを行いました。	中学校ブロックごとの「幼小中一貫カリキュラム」を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小中学校が連携を図りながら、教育・保育実践に取り組みます。	

6 子ども・子育て支援関連施策の 実施状況

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

- ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
 子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。
- イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備
 計画的に、認定こども園または保育所や、3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実	利用者の条件に合った特定教育・保育施設などを探すための検索システムに新規施設を追加するなど、ホームページの情報を更新しました。	子育て応援サイト「すくすく」については、必要な情報にたどり着くのに時間がかかるため、利用者にとって見やすくするためのリニューアルを検討しています。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ
イ 産後休業・育児休業終了時から保育利用できる環境整備	令和元年度中の確保内容としては、私立保育所3か所(計259名)の創設、私立保育所1か所(20名)の増築、私立小規模保育事業所1か所(19名)の開設により、合計で298名分の2・3号認定の定員枠を新たに確保しました。	本事業計画期間では、16名の待機児童数となり、解消には至りませんでした。今後は、待機児童解消と保育の質確保に向けて、すでに作成している次期の事業計画の進捗に取り組んでいきます。	保育幼稚園室

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

ア 障がい児施策の充実等

- (ア) 早期発見の推進
 障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。
- (イ) 1歳6か月児健診事後指導事業
 1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。
- (ウ) 教育・保育上必要な支援
 自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人一人の発達に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。
- (エ) 職員の専門性の向上
 障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

(オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動等を積極的に行います。

放課後等デイサービスの提供増により、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。

相談支援事業を実施し、障がい児支援利用計画・障がい福祉サービス利用計画を作成し、障がい児を支援します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
(ア) 早期発見の推進	<p>乳幼児健診の結果等より、二次健診が必要な児に経過観察健診・相談を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診察 249人 ○発達相談 1024人 <p>また、のびのび子育てプラザの利用者支援事業の中で、発達に関する相談に応じ、状況によっては関係機関と連携を取ることで、早期対応に努めています。</p>	<p>発達相談の希望者が年々増加しており、相談の予約がタイムリーに取れない状況が続いています。発達障がいの早期発見のための健診関係者のスキルアップが必要です。引き続き、相談と連携に努めます。</p>	保健センター のびのび子育てプラザ
(イ) 1歳6か月児健診事後指導事業	<p>1歳6か月児健診等において、言葉が遅い等の発達の遅れ、もしくはその疑いがあるまたは支援が必要な児童とその保護者に対して、各種相談に応じるとともに、療育指導を行い、よりよい親子関係をつくり、安心して子育てができるよう援助をしています。</p> <p>療育上の問題改善による児童虐待の予防、児童の健全育成にも役割を果たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バンビ親子教室 在籍数 253組 週1回(12か月)AM 	<p>対象児が年々増加していることや、1歳6か月児健診だけでなく、乳児期から育児不安の強い保護者や3歳児健診事後指導が必要な児童も年々増えています。今後も新たな親子教室を開室する等、支援体制の整備を進めていきます。</p>	地域支援センター
(ウ) 教育・保育上必要な支援	<p>保育所・幼稚園・認定こども園への巡回相談・外来相談・訓練療育システム推進を図り、対応をしています。発達・障がいに応じて適切な進路選択ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談 428件 ○外来相談 1,118件 ○外来訓練 2,767件 	<p>対象児(要配慮保育)が増加しており、支援体制のあり方を検討する必要があります。また、公私立保育所、認定こども園、幼稚園の園児一人ひとりが、それぞれの発達に応じた教育保育の支援を受けられるよう、連携を図っていきます。</p>	保育幼稚園室 地域支援センター
(エ) 職員の専門性の向上	<p>幼稚園、保育士等の研修として年9回実施し、延べ668人参加し専門性を高めています。</p> <p>こども発達支援センターでは外部講師やセンター内専門職による研修を実施し、また、日本特殊教育学会、発達診断セミナー、日本コミュニケーション障害学会、ペアレントプログラムアドバニストワークショップ等に参加し専門性を高めています。</p> <p>留守家庭児童育成室指導員の研修では、こども発達支援センターの専門職や外部講師による児童の発達や障がいに関する研修会を実施し、専門性を高めています。</p>	<p>多様化する障がい特性を理解し、適切に対応するため、専門性のスキルの向上に努めます。</p>	保育幼稚園室 地域支援センター 杉の子学園 わかたけ園
(オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	<p>放課後等デイサービス等の民間事業所が増え、安心して過ごせる場が広がりました。また、質の高い療育が提供できるように、事業所連絡会において学習会や情報共有を行い、支援しています。</p> <p>地域生活を支援するボランティアの育成に関しては、学習会等を実施しています。地域のサポーターとして、また、こども発達支援センター利用者のきょうだい見守りで活躍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○きょうだい見守り 登録者数 65人 ○見守り児童数 1,885人 <p>また、ボランティア入門講座を開催しボランティアの育成を図っています。</p>	<p>障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。</p> <p>また、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを、事業所と連携しながら支援します。</p>	地域支援センター

イ 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組みをさらに推進し、関係機関が連携を密に情報の共有と支援内容の共通認識を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、要支援児童や特定妊婦、居住実態が不明で児童の安否が確認できない等の児童虐待発生のリスクが高い家庭の把握に努め、母子・保健部門と児童福祉部門、教育部門が連携し対応の強化を図りながら、児童虐待の未然防止に積極的に取り組みます。さらに、相談体制の充実を図るため専門職を増員し、資質の向上を図ります。

(イ) 虐待の早期発見、早期対応への取組み

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子・保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組みを進め、養育支援を必要とする家庭を適切に支援することで、虐待の早期対応に努めます。

(ウ) 親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化予防に努めます。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
関係機関との連携 (ア) 及び相談体制の強化	相談員の専門性向上を目的とした研修を実施し、相談体制の強化を図るとともに、吹田市児童虐待防止ネットワーク会議を通して、関係機関が連携し、支援を必要とする児童の早期発見、早期対応を行いました。 さらに親支援プログラムでは、トリプルP（前向き子育てプログラム）を年2コース実施し（令和元年度は計26名受講）、受講後の参加者からのアンケートでは高い満足結果が得られています。	法改正や国、府の動向を踏まえながら、相談員の適正な配置や児童虐待の対応における相談員の専門性向上を図るなど、相談体制の強化に努めていく必要があります。	家庭児童相談課
虐待の早期発見、 (イ) 早期対応への取組み			
(ウ) 親支援プログラムの実施			

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において自立支援の取組の推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

(ア) 就業支援

より良い就業に向けたプログラム策定事業、職業訓練等の実施・促進、就業機会創出のための支援等を行います。

(イ) 子育て・生活支援

保育所等優先入所の推進、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

(ウ) 養育費確保支援

母子・父子自立支援員による相談機能の充実、広報、啓発活動の推進、養育費相談支援センター、法律相談事業との連携等を図ります。

(エ) 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金の適正な貸付、児童扶養手当の適正な給付、ひとり親家庭医療費助成の実施を行います。

(オ) 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
(ア) 就業支援	<p>ひとり親家庭相談では、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供を行い、関係機関と連携することで必要な支援に繋がっています。</p> <p>また就業支援専門員による就労相談においては、パート等で経済的に生活困難な方や未就労の方を対象にプログラム策定を行い、ハローワークでの就業支援事業等に結びつけ安定した就労を確保できるよう支援を行いました。（令和元年度は19件のプログラム策定を行い、うち15件が就労に結びついています。）</p> <p>経済的な支援として、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度の適正な給付をはじめ、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の方が経済的に安定し自立できるよう支援を行いました。</p>	<p>就労支援に関しては、時代のニーズにあった講座・研修を行い、参加人数の増加を狙い、就労支援の強化を図ります。</p> <p>また、専門的な相談員の連携により、必要な家庭に必要な支援が届く総合的、専門的な相談体制の構築に努めます。</p>	子育て給付課
(イ) 子育て・生活支援			
(ウ) 養育費確保支援			
(エ) 経済的支援			
(オ) 相談機能の充実			

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内事業者への啓発に努めます。

イ 仕事と子育て両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<p>地域経済振興室では市民を対象とした働き方改革セミナーを実施し、男女共同参画センターでは育児休業中の人とそのパートナーを対象とした職場復帰支援講座や、「家事シェア」をテーマにした講座などを開催したほか、市内の事業所に出向き、ワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした研修を実施しました。</p> <p>受講者からは、仕事とプライベートの両立のコツを知ることができた、自分を見つめなおす機会になった、職場復帰に向けての準備を夫婦で具体的に考えることができた、などの声をいただきました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務が増えるなど、市民の働き方は日々変化しています。</p> <p>多様な市民のニーズに社会情勢などを加味しながら、満足度の高い講座を企画・開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての啓発・支援に努めます。</p>	男女共同参画センター 地域経済振興室
イ 仕事と子育て両立のための基盤整備	<p>保育及び放課後児童健全育成事業、またファミリー・サポート・センター事業で仕事と子育ての両立を支援しました。</p> <p>JOBナビすいたマザーズコーナーへのパンフレット配架やホームページへのリンクの掲載を継続し、保育等の情報が得られる場所を確保しました。</p> <p>また、子育て世代の再就職支援として「保育つき再就職支援セミナー」を実施し、仕事と育児の両立支援に取り組みました。セミナー参加者からは、保育つきで参加しやすく、仕事と子育ての両立に自信が持てる内容だったと感想をいただきました。</p>	<p>多様な働き方に対応した子育て支援を推進し、仕事と子育ての両立のための情報提供に努めます。</p>	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 放課後子ども育成課 地域経済振興室

(4) 地域子育て支援

ア 地域子育て支援センター

子育て家庭に対して育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設の一部開放などを保健センターや関係機関と連携しながら行います。より身近な地域で子育て支援センターが広がるよう私立保育所に対して助成を行います。

イ 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子どもたちが、安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として地域住民との協働により取組みを進めています。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて、あそびや交流の場を提供し、仲間づくりを進めます。

行事やあそび、図書の貸出しなど、さまざまな取組みや活動を通じて、創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

ウ 子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 地域子育て支援センター	保健センターと連携しながら、支援の必要な親子を育児教室等や他機関につなげ、継続的に支援できるよう努めています。さらに、育児不安や負担感の大きい保護者には、個別に育児相談や支援を行い、虐待予防にもつながっています。また保健センターの赤ちゃん会や子育てサロン等の出務により、保護者の相談に応じることで支援の充実に努めています。地域子育て支援センターの私立保育所等への助成については、今年度1か所増え、19か所になりました。	子育てに不安や負担を感じている保護者も増えており、0歳児育児教室や赤ちゃん会など早期の支援の充実が必要となっています。引き続き、私立保育所等への助成を継続し、子育ての不安や負担感の軽減を図り、子育て支援の充実に努めていきます。	子育て政策室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
イ 児童会館・児童センター	幼児教室、行事ボランティアを招いたイベント、独自行事の実施、日々の自由遊び(ゲームの貸出、卓球、一輪車等)、図書の貸出等、様々な企画、運営の工夫等により、多くの子供が利用しており、地域に根ざした施設として定着しています。	子供たちが創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として、また、子育て支援、交流の場として、今後も充実を図っていきます。施設の老朽化が進んでいるため、今後も現在と同様の運営を維持していくためには、計画的な施設改修・修繕が必要です。	子育て政策室
ウ 子育て広場の助成	身近な地域で乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を提供することにより、子育ての負担感の軽減と子育ての仲間づくりにつながっています。	より多くの子育て中の親子に利用していただけるよう新規の利用世帯数増につながる取組や事業成果の把握が必要であると考えています。	子育て政策室

(5) 母子保健

ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めています。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などにつなげながら、支援を継続します。

イ 乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に成長・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするとともに保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については子育て支援室等関係機関と連携しながら、全数把握に努めます。

ウ その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などをとおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士などが育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等	出生連絡はがきや医療機関からの連絡をもとに産婦へ連絡をし、育児負担を軽減したり、育児に自信を持てるように早期に保健師・助産師が家庭訪問を実施しています。年々訪問件数は増加傾向にあります。	訪問対象者を早期に把握できるように電子申請システムを導入し、早期把握、早期訪問につなげていきます。	保健センター
イ 乳幼児健康診査	各乳幼児健康診査の受診率は高い状態を維持しています。また、健康診査未受診児についても訪問等で全数把握しています。	健康診査の結果、療育や支援が必要と判断されても様々な事情で保護者が支援を希望しない場合は、寄り添いながら、個々の状況に応じて適切な時期に必要な支援が受けられるよう、努めていきます。	
ウ その他の保健指導や育児相談	両親教室については、妊娠出産・子育てについて健康管理、口腔衛生、栄養、運動、育児等のテーマ別で4パターンの講座を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響で2月中旬以降の開催はできませんでしたが、相談希望者には電話等で個別対応をしました。	両親教室の受講者数は年々減少していることから、妊娠中に習得してほしい知識をより多くの方が効率的に得る機会を持つことができるよう、教室運営の方法やICTの活用など検討していきます。	

(6) 放課後子ども総合プラン

国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）と放課後子供教室（太陽の広場）の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子供教室（太陽の広場）開催時に共通のプログラムに参加できる一体型として実施することを目指しています。

本市では、既に両事業を同一小中学校内で行い、放課後子供教室（太陽の広場）の活動プログラムに放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の児童も分け隔てなく参加できる一体型の内容を取り入れていますので、今後さらに連携が深まるよう、共通のプログラムの充実を図っていきます。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう、同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の計画的な整備を進めます。

- ア 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の平成31年度に達成されるべき目標事業量
全市立小中学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年を年次的に拡大することとします。
平成29年度に4年生まで、平成30年度に5年生まで、平成31年度に6年生までを対象とします。

- イ 放課後子供教室（太陽の広場）の平成31年度までの整備計画
全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供する放課後子供教室（太陽の広場）は、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業を運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子どもに関わる地域の諸団体の方々の協力を得ながら、これまで全ての小中学校内で実施してきました。
一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。
それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら整備を進めます。現時点では、施設確保の状況や実施回数に差が生じているため、今後は各地域の実情に応じた方法により、全市的なレベルアップを目指します。
また、平成27年4月開校の千里丘北小学校においてもできるだけ早期に実施できるよう整備を進めます。

- ウ 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の平成31年度に達成されるべき目標事業量
 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施します。
 （数値目標：全36小学校）
- エ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう運営委員会を設置し、共通プログラムや本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。
 また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。
- オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策
 小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室と太陽の広場の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育には使用していない施設の一時借用を推進するよう、こども部と教育委員会事務局による学校施設の活用方策を検討する会議を設けます。
- カ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 関係者の密接な連携を図りながら、本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、こども部、教育委員会事務局、学校、地域教育協議会、保護者等を構成員とする運営委員会を設置します。
- キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取り組み
 就学前からの切れ目のない子育てで支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 放課後児童クラブ	保育の担い手を確保するため、平成30年度から準備を進めていた吹六留守家庭児童育成室の業務委託を平成31年4月から実施できました。また、令和元年度は、新たに令和2年度から山手留守家庭児童育成室を業務委託できるよう準備を進め、児童の健全育成を図りました。	平成29年度から入室対象児童を4年生まで拡大しましたが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、事業計画を見直し、当分の間は4年生までの受入に専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することとしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。	放課後子ども育成課
イ 放課後子供教室（太陽の広場）	各地域の実情に合せた開催方法により市内全36小学校で1,573回実施しました。従来の運動場での自由遊びと宿題の見守りの他、地域の方が講師となり、読み聞かせや工作など様々な体験活動の場を提供する「活動プログラム」も3年目となり各校で活発に実施されています。 放課後の安心・安全な子供の居場所の提供及び幅広い地域住民等の参画を得て、地域コミュニティの形成に寄与することができました。	国の新・放課後子ども総合プランに掲げる目標は一定満たしており、地域の理解により、実施予定回数は増えていますが、児童数の多い学校では、空き教室の確保ができず、雨天時などは中止となることがあります。安定的・継続的な実施のため、見守りボランティアと活動場所の確保、地域人材の発掘を行う必要があります。	青少年室

	実施状況及び効果（令和元年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ウ	一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場） 吹田市では、一体型として市内全36小学校で、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で実施しており、また、両事業の児童が参加する共通プログラムや合同避難訓練を実施することができました。	今後も継続的に、全ての児童の安心・安全な居場所の確保及び様々な体験活動の場を提供できるように、地域の人材確保や一時利用も含めた活動場所の確保を進めていきます。	放課後子ども育成課 青少年室
エ	放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 各広場で留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校管理職、青少年室の4者による会議で、活動プログラムの企画、実施内容の打合せや、留守家庭児童育成室の行事などの情報交換などを行ない、両事業の連携に取り組みました。	各広場での定期的な会議の開催を目指すとともに、避難訓練の実施や体験活動を提供する「活動プログラム」への参加等、さらに連携を強化していきます。	放課後子ども育成課 青少年室
オ	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策 本市では児童数が増加傾向にあり、教室数に余裕のない小学校も生じてきています。そのような学校では普通教室と留守家庭児童育成室の確保を共通課題とし、関係部局が連携して検討を進めました。	本市では、在籍児童が増加傾向にあるので、余裕教室を見出すこと自体難しい学校が増えており、活動場所の確保が両事業の共通した課題です。	放課後子ども育成課 青少年室
カ	放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 本市では、放課後児童を対象とする事業について、一元化するため平成28年4月1日の組織改正により留守家庭児童育成室を所管する放課後子ども育成課を教育委員会に移管しています。放課後子ども育成課、青少年室、留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校長、地域教育協議会、保護者等を構成員とする「吹田市新・放課後子ども総合プラン運営会議」を年2回実施し、本市の実情に応じた効果的で計画的な「新・放課後子ども総合プラン」の推進方策について検討しました。	各広場により運営方法の違いがあり、地域の実情に合せた実施方法で、留守家庭児童育成室と太陽の広場の連携を更に進めて、一体型による運営を推進していきます。	放課後子ども育成課 青少年室
キ	地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取り組み 直営の26育成室は午後6時30分まで、委託運営を行っている10育成室では午後7時までの延長保育を実施しています。	保育に必要な指導員の確保が困難となる中、すべての育成室で開設時間の延長を実施するためには、民間事業者への運営業務委託を着実に進め、安定的な人員体制の構築に努める必要があります。	放課後子ども育成課